

事務処理というようなものは、あの部長が心を細やかにして見ておれば、これはどうもちょっとおかしいぞ、少し書記官が当事者となれ合い過ぎるのは感じ取ることができるのではなかつたかと私は考えておるわけですね。谷合君は、書記官のそうちした雰囲気に引きずり込まれたという感がある。ですから、部長はもうちょっと書記官のそうした事務処理、雰囲気、そういうものに遠慮なく指導監督をすればよかつたし、またその責務があつたと私は思うんですね。私どものいろんな経験から、そういうことを老婆心でお話をするわけです。

調査の作成でも、東京地裁の書記官、簡裁の書記官などを呼んで聞いてみると、やはり調査の作成がおくれることがあります、おくれた場合に、和解が成立したのをさかのぼって一生懸命書くでしょうがと、やっぱりそれは書きたくないというふうな気持ちを否定はできませんということも、直接書記官から聞くわけですね。そういうところがあるから、だからやっぱり裁判官は事務処理に関しては書記官に余り遠慮する必要はないので、書記官の地位を尊重することはいいけれども、そこのところを考えているわけです。

これはよけいなことだけれども、最近裁判所で見受けるのは、陪席はもちろん、部長も時として記録を抱えて書記官室に記録を持っていくといふようなことも廊下で見ることがある。だけれども、昔は裁判官はベルで書記官を呼んで、じやこれを調べてくれと言つて記録は書記官に調べてもらう。これは左陪席でもそうしておつたわけです。そういうベルの施設なんというものがなくなつちやつたのかもしれないけれども、やはりその業務に関しては裁判官はそういう事務の細かいことまで自分でやらなくていいんだから、そういう点で労を省いて、判決を書く労なんといふのを省くというようなそんなことに思いをいたさないようにしてもらいたい、これが私が考えておるところであります。

それから次に、就業場所においてする送達の問題であります。これは訴状に、たとえば住所不明、就業場所どことこと、こういうふうに書いて訴状が提出されましたときに、これは書記官としてはどの程度住所不明という点について原告に証明を要求するのか。これは民事訴訟法百七十八条の公示送達の規定の場合と同じ問題が起きたと思ひます。ですが、その証明を求める度合いについては民事訴訟法百七十八条の場合と同様なのか、それともやっぱり多少異なるものがあるのか、そういう点について御説明をいただきたい。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) ただいま御指摘の、勤務先はわかつているけれども住居所がわからぬというケースは確かにあり得ると思うのでござりますけれども、実務上はますそういうケースはきわめてまれであろうと思います。

そういうまれなケースが出てきた場合どうするかという問題でございますが、御指摘のように、住居所が知れざるときという同じ表現が百七十八条の公示送達のところに用いられておりますか。やはり、この証明につきましては、全く同じ証明を要する扱いになるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 念のために、百七十八条の場合どの程度の証明を求めるという、いま局長がおっしゃるその証明というのは、具体的には実務ではどの程度求めておりますか。それをちょっと伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) 受訴裁判所の扱いが一樣でございませんので、およそこういうものという程度にしか申し上げられませんけれども、住民票の謄抄本、最後の住居所の近隣の者による証明書、原告あるいは原告代理人の調査報告書、実務上はいま申し上げましたこの原告代理人の事務所の事務員の調査報告書というのが私の個人的な体験から言いますと多いと思いますが、こういうものの、あるいは民選委員とか町会の役員の証明書、こういったものを利用して証明の資料というふうにしておるのが実情のようでござります。

○寺田熊雄君 その場合、いま近隣の者とか何とかというのは、もとそその男がおつたと思われる当該の住居所の近隣とか、あるいはそのあたりを管轄する民生委員の証明とか、そういうことを意味するわけですか。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) 公示送達の場合は、最後の住居所というのを表示して、現在住居所不明というふうに表示してくるわけでございまして、その最後の住居所は住民登録ではつきりわかるわけであります。その場所の周辺で、ただいま言つたような証明をとるということになりました。

○寺田熊雄君 それから、これは実際はそなさんでしょが、できれば、その原告代理人などがその就業場所に電話して、本人の住所を教えてくれと言つたけれども就業場所が教えてくれないんだ、教えることを拒んだというようなそういう点についても配慮すべきではないかと考えるんですが、それはどうでしよう。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) これは、新法施行後の実務がどのように動くべきかといふことは軽々に申し上げるわけにはまいりませんけれども、勤務先はここだという表示が訴状にしてある、その電話番号も書いてあるというような場合に、裁判所の方でその勤務先に電話をかけられると、この人の住居所がわかりませんかということを問い合わせることになるのではないか。少なくともそれを一遍やつてみないと、本当に住居所不明と言えるかどうかわからぬということになるのではないかと思います。

○寺田熊雄君 次に、「送達ヲ為スニ付支障アルトキ」と、これは事前に必ず通常の送達をなすことが前提となりますと、たしかそういう趣旨の御答弁だったと思うけれども、その点をちょっと両民事局長にもう一度確認したいんです。この点、いかがでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 裁判所の扱いといたしましては、住居所における送達がこれが第一次的なもの、原則的なものでありますから、裁判所と

いたしましてはその原則的、第一次的な送達方法、というものをとるというのが、これが通常の場合、恐らく例外なしに行われるであろうというふうに申し上げるわけありますけれども、法律の解釈として、それじゃ必ずそういう前提が必要かと言われますならば、それは法律の解釈としてはそういうふうに限るものではないというのが、この法律の条文の表現でございますということを申し上げたわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) 私どもの場合で、たまたま法務省の民事局長の御説明と同様でございます。実務上は、原則として必ず一回は住居所への送達を試みる、これが功を奏しながら、この場合に初めて就業場所への送達を行ふ、これがむしろ望ましいものであると思ひます。

ただ、これはあくまでも送達の取り扱い者である書記官の判断、裁量にゆだねられるところでありますけれども、事柄の性質上、画一的の處理というものがむしろ望ましいものであると思ひます。したがいまして、いま申し上げましたような方向での一的な処理が行われるように司法行政上対処したいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 そこで、そういうふうに、これは最高裁判所で画一的に行われるように十分留意していただきたいと私は考えるのだけれども、ただ、それを担保する方法ですね。そういうふうに実際扱つて、書記官の恣意的な運用でぱつと就業場所にいきなりやつてしまふ。そういう恣意的判断がないように、必ず一回は通常の送達を住居所にやつてみる。そういう事務手続を担保するためには、どうしたらいいんでしょう。あなた方がそこには、どうしたらいいんでしょう。あなた方がそれをいつまでもやつてしまふ。そういう恣意的判断がござります。

○最高裁判所長官代理者(川寄義徳君) 先ほど申し上げましたとおり、司法行政上とり得る最善の措置を講じたい、こういうことでございますが、具体的に申し上げますならば書記官の会同、研究会、研修、いろんな機会を通じて、いわばそういう画一的処理がコンセンサスとしてでき上がります。

「お前がどうして、おまえの手に持つておられたんだ？」
「おまえの手に持つておられたんだ」と、おれは答へました。

○寺田熊雄君 これは日弁連の司法制度調査会の委員長などは、そういう点を担保するために一回は必ず通常の送達をするんだ、そういうふうに修正していくだくことが一番いいんじゃないでようかということで、私どもに修正案をお持ちいた

だいたいのような経緯もあるのです。
それから、頗るくは、これはやはり最高裁判所
規則とか、何か疑いのないようなものを見え
るようなものにしていただくと一番いいんだけれ
ども、それは無理だろうか。どうでしよう。
○最高裁判所長官代理人(川寄義徳君) 御趣旨
は、規則あるいは通達でそのことを書けないかと
いうことであろうと思いますが、この法律の百六
十九条の二項に勤務先、就業先送達の要件として
「支障アルトキ」と書いてあるわけでござります
が、この「支障アルトキ」とは、一回住居所への
送達を試みたけれども功を奏しなかつたことをい
うというような規則、通達を仮につくるといなし
ますと、これは法律の解釈を規則で、あるいは通
達で書くということになるわけでありまして、い
ささか適切を欠くことになりやせぬかというふう
に思うわけでございます。

したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、そういう画一的な、処理がされるようなコンセンサスをつくる措置をとりたい、またそれは十分とり得るというふうに考えておりますので、その点につきましては裁判所のそういう措置を御信頼いただきたいというふうに思うわけでございま

○寺田熊雄君 それはそれで結局私どもも承諾はするけれども、法の解釈を書けということじやなくて、この条項の適用に当たっては事前に通常の送達をなすものとすると、手続をそうちなさいといふ。そういう規則の書き方を念頭に置いておったわけで、解釈を書けという趣旨ではなかつたんですね。私は、これは民事局長がそこまで言われるんだから、民事局長の答弁を信頼して見守

ることにしましよう。これが守られないような事例が起きると、ますと、やつぱり民事局長の答弁

それがまた、もう一つ、ちょっと私がこの問題で嫌だなあと思ったのは、この提案理由の説明、これは大臣がおっしゃったことなんですね。昼間不在の信用にかかるわるから、ひとつしっかりやつていただきたいたいと思います。

民事局長は、書記官の事務が非常にあえてくるからという反対の趣旨をお答えになつたですね。だけれども、裁判所書記官なんかを呼んで聞いてみますと、こういうことはめったにありませんので、そういう事務が激増するというようなことはないでしょうと言ふのですね。そういう意味で、これは私は固執しません。

ておりますということが書いてあるわけであります。でありますので、そのような措置がとられる上に、さらに書記官による警告はがきを出さなきやならないかという点、それから書記官の仕事の増という点を考えますと消極にならざるを得ない、こういうふうに考えておるわけでございます。

者の増加によって送達をすることが困難になりますと、こういうたしか提案趣旨の説明がありますね。ですから、夜間送達をすればいいんじやないかということがだれでもひょっと浮かぶんですね。それを局長にお尋ねをすると、執行官の地位が非常に上がりました、そういう機械的な事務を執行官にさせることはどうでしようかといふ、事实上やつぱり支障があるということの中にそういうものも入るでしょうというたしか趣旨のお答えだったと思うんです。それに少なくとも私どもは抵抗を感じるんですね、それが。そもそもそういう機械的事務を卑しむ気持ちが、やつぱりそこにあるんじゃないどうか。

われわれ公務員は大衆のため、あるいは法の秩序を守らうということのために仕事をするんだから、機械的事務だから地位の高い者はやらないんだといふそういう考え方にはやっぱり抵抗を感じざ

るを得ないので、その辺のところが実はこの法律の審議に当たって私どもがひかつかつちやつたんですね。それは気持ちとしてはわかるんですよ。でも、やっぱり何か理論的にはどうも一貫しないじゃないか。夜間送達制度があるんだから、それをやつたら送達できるじゃないか、いやそれはこういう事情でこうあるんですけど、それじやその制

度はやめるというのかといふと、いややつぱり直
していくだかないと困りますと、こう言うんで
しょう。だから、そのところがちょっと何かす
うつとのみ込みにくいものがありますよ、これは
討論のときにもお話ししたいんだけれども。
それから、私が、事前に就業場所に送るぞとい
うこと書記官からはがきで本人に連絡できない
だらうかということをお尋ねしたときに、たしか

民事局長は、書記官の事務が非常にふえてくるからといふ反対の趣旨をお答えてなつたのですね。だ

ておりますということが書いてあるわけであります。でありますので、そのような措置がとられる事の増という点を考えますと消極にならざるを得ない、こういうふうに考えておるわけでございます。

というのは、通常の送達をしますと、それが郵便局にとめ置かれる。それを取りに行くことをサボるといいますか、そういうサボるような愛送達者の利益をそこまで裁判所が守らなきやいけないのかということを言われると、それも一理あるから、私は余りこだわらないんだけれども、ただそういうことを質問していく過程で、ちょっととやっぱり民事局長の答弁に少し無理があるのじやないかと感じたんです。それは私の意見がちょっと無理だらうか。民事局長、どうでしよう。

○最高裁判所長官代理者(川端義徳君) まず、執行官による休日、夜間の送達の問題でございますが、機械的な仕事だから高い任命資格が定められた執行官について適切でない業務だといふふうに申し上げた趣旨ではございません。あくまでも制度として執行官による送達というものはあるわけありますので、これは裁判所から命ぜられまし

た限りはやるわけであります。現実にも年間休日、夜間の送達は二万五、六千件くらいはやっております。でありますから、今後もそういう必要があると裁判所側が考えて執行官送達という指示があれば、これはやらざるを得ないわけであります。ただ申し上げましたのは、いろんな経過からして、執行官はできるだけ執行事務に専念でき

るような体制が望ましいのだということを申し上げた次第であります。

それから、あらかじめ書記官が警告的なはがきを受送達者の方へ出すということとございますけれども、これは前にも申し上げましたとおり、特別送達が参りますと、郵便集配人が不在配達通知書というものを入れておくわけであります。しかし、それは裁判所から来た書類を郵便局で預かっ

ておりますということが書いてあるわけであります。でありますので、そのような措置がとられて

確かに民事事件と同様でございまして、昼間不在者といふものがかなりありますて、送達に困難を來しているという事例が少なくないようでござります。

そういう意味では、就業場所への送達の必要性については、その性質上、やはりプライバシーというような点につきましては格段の配慮が必要である

う、必要性から民事事件と同一に論ずることなどはございません。これはお手元に行っていると思いますが、要綱案の第二の一の1というところの一番最後のところに「送達を受けるべき者に異議がないときも、同様とする」というのがございます。刑事の場合には、この異議のない場合に限って準用するということは相当ではなかろうかと、私どもとしてはそういうふうに考えたわけでござります。

そこで、法務省の刑事当局いろいろ御相談いたしました結果、法務省の方でもそういうことであるならばよろしいであろう、また、その手当の方法につきましては、これは法改正ということではなくて、裁判所の規則でそれを手当てをすればよろしいのじやないかということになりましたので、目下私どもとしては刑訴法規則の改正ということで、異議がないときに限るという原則でいまま作成を準備中であると、こういうことでござります。

○寺田熊雄君 それで、判決書において事実摘示の中の証拠関係部分、この中で証拠の標目を引用することを許す、そういう趣旨の改正が今回なされておりますが、これは本来優秀で、われわれがもうその心構えであるとか、あるいは能力であるとか、そういう面でもう一点非の打ちどころがないといいう裁判官がやっぱりありますね。そういう裁判官が判決する場合には、本来、余り詳しい証拠説示も理由もそう実際問題としては要らないと、いう考え方もありますし、イギリスの裁判官など、きわめてえりすぐられた裁判官で、何といいますか、手控えが調書以上の信憑力を持つといいますが、信用力を与えられているということを聞きますが、裁判官の資質、能力等によってはそういうこともあり得るわけでしょう。

ですから、よき裁判官が私を信用してほしい、

そして一々甲何号証であるとか証人だれだれであるとか、そういうものを書かなくていいじゃありませんかという気持ちは理解できないわけではないけれども、しかし、また一面、余りその心構えとしてもどうだろうかと思われる人もありますし、能力的にもどうもこれはちょっとなあとと思う人がやっぱりあるんですね。裁判官の中には、それから、一生懸命やらないで、転勤のときには変な判決を書いて行ってしまう人もあるんです。ですから、やっぱりそういういい裁判官、それほどでもない裁判官、時には余りよくない裁判官、そういう全部を考えますと、判決といらものはよく当事者の主張を述べ、その判断に至った経緯といふものを明らかにしてもらわないと、やっぱり困るんですね。これは皆さんも御存じと思うんですね。

そこで、なるべく判決はその記録を見なくていい、その判決自体で、ああそろかとわかる度合いといいますか、その説得力の大きさといいますか、そういうものがあった方が望ましいわけですね。それで、私どももこの問題については多少ちゅうちょを感じたんですが、すでに判例でそういう場合を最高裁判所は救済をしておる。したがって、裁判官はそれにずっとならつておられるという実務上の問題がありますから、これは目くじらを立てて反対することもながるまいというところなんであります。しかも、その引用という方法による省略、それをするのは公害事件等では当事者も非常に多い、書証なども膨大なものが出て、それを書くだけで大変な労力だ、送達にも非常な困難を来すということであれば、これはそれなりの理由は確かにありますね。

そこでお伺いしたいだけれども、一体、当事者が非常に多い、したがって証拠の引用などを一々やつておれませんよと、時には原告が千人もあって、こんな事件を判決するといふことが適当でしょうか、これは和解ですよということをおっしゃった裁判官も実は私、直接お会いして話したことのある。その裁判官はまことにりっぱな裁判

官で、この裁判官ならもうそういう言われてもしようがないと私は感じたんだけれども、確かにそういう事件もある。そういう当事者が非常に多くて、判決するのはどうだろうかとか、証拠を一々引張りませんよというような事件は現在どのくらいあるんだろうか。その正確な数はいま資料がなければ無理におっしゃらぬでもいいけれども、大体そのためにはたとえば裁判官を増員する、書記官を増員するというふうなことをいままでやつてしましましたね。大体どのぐらい全国にありますか。

○最高裁判所長官代理者(川端義徳君) ただいま手元に統計の数字を持ち合わせておりますが、公害事件その他医療過誤、薬害事件等々、特殊損害賠償事件と私ども呼んでおりますけれども、これが大体三、四千件係属していると思います、全般的に見まして。こういう事件は、確かにすべて証拠の量は多い事件だといってよろしいかと思ひます。

そのほか、民事事件ではなくて行政事件あるいは労働事件等も相当数係属しておりますわけでありますが、こういう事件につきましても、やはり証人の数あるいは提出される書証の数等もかなりの量に上るというのが一般的でございます。

○寺田熊雄君 それから、その場合判決は永久に保存する、記録は十年で廃棄すると。記録の部分を援用をした判決だけを見ますと、援用部分はさっぱりわからないという結果になつては困るので、その記録の中の援用された部分を一部抜き出して判決にくつづけて保存してくれという要求は当然起きますね。これはどういうふうに処理なさいますか。

○最高裁判所長官代理者(川端義徳君) 実は、裁判所のいろいろな事件記録につきましては、事件記録等保存規程という規程によりまして処理をいたしておりますのが実情でございます。

この規程の六条に、「事件書類のうち別表第一の下欄に掲げるものの内容を明らかにするため必要な書類は、当該事件書類とともに保存しなければならない。」これを判決に当てはめてみます

と、判決の内容を明らかにするため必要な書類はともに保存しなければならない、こういうことになります。そもそも今回の改正につきましては、こういふべきであります。そこで証拠関係の記載というのは形式的なものである、かたがたそれに費やす労力は相当なものであるというようなことがありますて、こういう形の改正法案になつておるものと理解しておるわけであります。したがいましてその形式的な記載であるということと、ただいま内容を明らかにする必要があるということとのつながりがどうなるかということになるわけであります。

考え方といたしましては、判決の機能というのは、だれとだれとの間でどういう争いについて裁判がなされたか、いわば既判力の人的、物的限界を明らかにすることにあるというふうに普通言われておると思います。したがいまして、証拠関係の記載がなくても、いま申し上げました要請は十分満たしているはずだと思うわけであります。そういう考え方もござりますので、ひとつ十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、この規程によつて、証拠関係目録といふものは保存されなくなるかもしれないですね、あなた方の解釈次第で。さつきもお話ししたように、たとえば採用すべかりし証拠を採用せずに、あるいはそれをネグレクトしてしまったというような場合も、あしき裁判官の場合には考えられるわけですね。だから、われわれとしては、本来判決書自体で当事者がどの程度の証拠を出し、どんな証人を繰り出したかということは、これは本来判決書自体でこれを明示することができましいと考へておるわけですね。それが保存期間を過ぎて全くわからなくなつてしまふといふことになると、本来その判決は後で検討を求める

られるというような事件は、概して何らかの重要性を持つた事件と思われますね。

だから、やはり援用した部分は判決にくつけておいてもらいたいと私ども考えるんだけれども、何かよほど裁判所の序書のスペースとか、あるいは事務処理とか、そういうことでそれは困難があるのでしょうか。もしなければ保存の趣旨を貢いてもらいたいと思うんだけども、どうでしよう。

いろいろ後になつてその証拠の記載欄が意味を持つつてくる場合というのが具体的に考えられるだろうかということをひとつ考えてみるわけですがれども、考え方されるのは再審のよつな場合に何かひつかかりが出てきはせぬかというふうに思つわけでありますけれども、これも記録自体が残つてゐるかどうかが再審のケースでは重要なことであります。記録がなくなつておりますと、証拠関係の記載が判決とともに残つてゐるというだけでは余り意味がない。特に再審で証拠関係が問題申し上げましたことは、こういう考え方もありますのでなお検討させていただきたいと申し上げたわけでござります。

になりますのは、出された書類が偽造されたものであったとか、あるいは証人の証言が偽証であつたということになるケースが多くあると思うのであります。それは判決に採用された証拠がそういう場合は再審事由になるわけでありまして、そういう場合は理由中にどういう証拠によって認定したかというのは明らかにされておりますから、これも余り証拠関係を残す必要性を根拠づけることはならないようにも思われるわけであります。ただ、それを取つておくことがそんな手数もからぬし、収容能力の点からも余り問題がないのぢやないかという御指摘も確かにござります。その辺も勘案いたしまして、御趣旨を体しまして前向きで検討させていただきたいというふうに思ひます。

てほしいと思うが、私がお尋ねするのは、さつきもよくお話ししたように、心構えとか能力とかと
いう点で遺憾のない裁判官であれば、こんなことを
もう一々言う必要がない。ところが、中に感情に
走って裁判をしたり、いいかげんに裁判をしたり
する裁判官も少数ではあってもないわけではな
い。だから、こんなに証拠があるのに、理由を見
ると、その証拠というようなものをほとんど深く
検討してもらえたかったというようなものはない
わけではない。それだけに、いま上級審があるか
ら上級審のレビューというものはかなりそういう
ものを減殺するだろうということはわかるけれど
も、しかし、中には上級審にいかないものもある
し、上級審でも救えないのであるでしょう。そ
れを考えると、やっぱりこういうものは取つてお
くのだとした方が、裁判官が証拠の検討を十分
やってくれる一つの担保になります。それで、そ
ういう老婆心がありますね。

ですから、できればやっぱり事務処理が大変困
難なんです、あるいはスペースがないんですとい
うときが来たならば、そのときはまた考えましょ
う。しかし、そのときまではやっぱり保存しても
らいたい、こう思います。

それから、最後に大臣にお尋ねをします。

今回の五百十三条の改正につきましては、これ
は日弁連との協議が全くなかつたようでありま
す。そこで、日弁連はこれに対しても強い遺憾の意
を表明し、同時に、この規定については賛否を明
らかにできないというようなかなり強硬な意見を
表明しておるようあります。私は、元来、訴訟
法の改正などは、これによつて行動を律せられる
ものは裁判所関係者だけでなく、訴訟の当事
者、とりわけ代理人である弁護士があると、そ
ういうふうに考えます。これは当然でしょ。
そこで、こういう訴訟法の改正などについて
は、これはもう法制審議会の議を経るだけではな
くして、それに先立つて十分な時間的余裕を与え
て日弁連と協議をしてほしいと、こう思います。
また、そうしていただかなければ困ると思いま

てほしいと思うが、私がお尋ねするのは、さつきもよくお話ししたように、心構えとか能力とかとも一々言う必要がない。ところが、中に感情に走つて裁判をしたり、いいかげんに裁判をしたりする裁判官も少数ではあってもないのでない。だから、こんなに証拠があるのに、理由を見ると、その証拠というようなものをほとんど深く検討してもらえなかつたというようなものはないわけではない。それだけに、いま上級審があるから上級審のレビューというものはかなりそういうものを減殺するだらうということはわかるけれども、しかし、中には上級審にいかないものもあるし、上級審でも教えない場合もあるでしよう。それを考えると、やっぱりこういうものは取つておきのだとした方が、裁判官が証拠の検討を十分やってくれる一つの担保になりますしないだらうかと、そういう老婆心がありますね。

ですから、できればやっぱり事務処理が大変困難なんですね、あるいはスペースがないんですけどときが来たならば、そのときはまた考えます。しかし、そのときまではやっぱり保存しても

これは司法制度全般について言えることであつて、今回の監獄法の改正なども日弁連との協議が十分であったことは申せないようあります。いわんや、これに便乗して提出せられた留置法案、これはいま衆議院に係属しておりますが、それはこの場合はひとまずおきまして、これなどは警察庁が立案したということです。個人的な司法制度関連法案であるにかかわらず法制議会の議も経ないと、いわんや日弁連などは全般交渉であるということなんです。

私どもとしては、そういう司法制度に関する法全部日弁連との十分な協議をしてほしいと思ますが、それはこの場合はひとまずおきまして、中でもとりわけ訴訟法の改正のごときは、間もなく日弁連と事前に十分の協議をしてから提案しほしいと思います。そうあってほしいんですけれどもどうぞよろしくお願いします。

大臣いかがでしよう。

小平芳平君 法務省といたしまして

西務大臣(坂田道太君) 前回に続いた質問になりますが、今回の民事訴訟法の改正のような司法制度にしますが、それはこの場合はひとまずおきまして、場合には、日弁連に十分な検討の時間的余裕をえて協議すべきことは御指摘のとおりだというふうに考えますので、今後とも十分配意をしてまいりたいというふうに考えます。

小平芳平君 前回に続いた質問になりますが、最初に、証人調査等の記載の省略について当事者意思を確認した上で行うというふうな趣旨で私は申し上げました。それに対して最高裁判事局長は、実際の運用の面では当事者の意思を確認力的に裁判長の許可で省略されてしまうということになるらかと思いますが、その点、民事局長の運用でこういうふうにカバーできるのだ

いうことはどのように徹底されますか、お伺い

文によりますと「記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除クノ外」省略する事ができますが、前回も申し上げたとおり、和解が成立いたしますと、その和解が成立したことによつて事件は一切終了するわけでありますので、書記官と当事者、弁護士さんが代理人としてついておれば弁護士さんといろいろ打ち合わせをすることがございます。たとえば和解調書の送達申請をするとか、あるいは予納関係をはつきりと精算するとか、いろいろございます。そういうときに当然省略の対象になる調書がまだできないという場合、それも一括して話の中身に入つてくることになるだろう、こういうふうなことを申し上げたわけでございます。

和解で終わります限り、そういう扱いは一般的に通常行われることになると私は思いますし、またこういう法律ができるて調書を省略する場合に、念のためそういう運用をする方が望ましい、そういう運用を持つていいこうということ、そういうコソンセンサスを得られるようには会同、協議会等でそういう趣旨を徹底していきたい、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 ちょっと最後のところが聞き取れなかつたのですが、どういう会合等で徹底してかれることになりますか。

○最高裁判所長官代理者（川寄義徳君） 調書の作成は書記官の権限と義務に属することでございま
すから、書記官の会同、協議会あるいは書記官研修所という書記官の養成研究の機関がございます
けれども、そこにおける授業の中身で取り上げる
と、こういうようなことを考えておるわけでござ
います。

○小平芳平君 次に、送達についてですが、ビル
所有者と警備保障会社の間で当該ビルの受付業務
が委託されている場合、そういう場合に、当該ビ
ルに入居している会社の従業員に対する補充送達
は、警備保障会社の請け負っている受付ではでき
ないといふふうに解せられますか。

○政府委員(中島一郎君)　いまの場合、就業場所における送達ではなくて、住居所等における送達というふうに考えましたが、そうではございま

○小平芳平君　就業場所です。就業場所における送達で、ビル所有者と警備保障会社の間で契約されている。当該ビルの受付業務が委託されているという場合、補充送達が、この警備保障会社といふものが就業場所に一枚加わってくるような形になりますが、いかがでしょう。

送達がされることは、まず、その他人たる本人であり、それからその法定代理人であり、「事務員若へ雇人ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者」でありますから、ただいまの御設問の場合には、それには含まれないと、いうふうに理解をしておるわけでありまして、先日、郵政省の係官が、この席でありますかお見えになつて、郵便の取り扱いの実際について御説明がございましたけれども、それは住居所における送達でありますたけれども、ただいまのビルの管理会社との関係について申しますと、この特別送達の補充送達について非常に厳格に解釈しておられる、私どもの期待しておるような運用が行われておると、いうふうに伺つたような次第でございます。

○小平芳平君 次に、就業場所における補充送達を認めるようになった場合、この補充送達を受け取る人が係争当事者であるというケースがあつると、思います。それで、係争当事者が、このような場合、送達を受け取ってしまうような場合に、送達の効力はどうなりますか。

○政府委員(中島一郎君) 現在の住居所等における送達の場合についても同様な問題があるかと申うわけでありまして、夫婦が離婚訴訟を起こした場合、夫が不在のために妻が形式的にする送達書類を、夫が不在のため妻が形式的に

その同居者として受け取るというような場合もあ
りましょうし、あるいは家主が間借り人に対して
明け渡しの訴訟を起こして、書類を送達をして、
間借り人にかわって家主が書類を受け取ることが
できるかどうかというような問題もあるわけであ
りまして、そういうふうに訴訟の当事者、むしろ
敵対——相手方である場合には、これは民事訴訟
と言いますよりも、むしろ私法に関する基本原則
からいたしまして代理権限が否定されるというよ
うなことにならうかと思います。受領権限がない
つであります。

○小平芳秀君 先ほど御説明の中にあつた「事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者」という、これはどういう程度の人になりますか。

○政府委員(中島一郎君) この補充送達の何物なるかを理解するという知能程度が必要であるうかと思われます。と申しますのは、決してこの民訴法の送達に関する詳細な規定を知つておる、あるいはそれを理解するといふ意味ではありませんで

○政府委員(中島一郎君) 事務員もやはり雇い人の中に含まれるわけでありまして、雇い人の中に事務員と呼ぶには必ずしも適当でないというような仕事をしておる人もあるらかと思うわけでありまして、古い民訴の解説書などを読んでみますと、あるいは人使さんとか給仕さんとかいうようなものが事務員でない雇い人に含まれるのだといふふうに書いてあるものを見たことがございますが、どういうことでしようか。

○小平芳平君 実際にどういうふうに行われるでありますかとということをお尋ねしたいのですが、夫婦が離婚というような場合のいまの例について御説明なさいましたが、そういう場合は係争当事者であるということが判別しやすい例だと思いますが、就業場所に対する送達となりますと、そういう判別がよりむずかしくなるんじやないかと思いますが、実際にはどういうふうに判断して行われるのでしようか。

○政府委員(中島一郎君) 気がつきますれば、その補充送達を受ける者が、私がこういうものを受け取つていないのでしょうかということを尋ねます。どうからら、その事情によつて、それは困りますということで、その者には書類は渡さないといふような扱いにならうかと思います。気がついておつたにもかかわらず、あるいは事実関係は知つておりましたけれども、そういう法律上の理屈がわからなくて受け取つてしまつたという場合も理論的には考えられるわけでありますけれども、それが、受け取つた態様によりまして送達の効力と、その関係でありますとか、あるいは文書の内容で

裁判所からの重要な書類が来た、これをこの受達者本人に渡してやらなければならないのだ、自分はその人にかわって受け取ったのだ、こういうことが認識できれば十分であろうかと思うわけですが、それでも十分に、年齢によりましてはそういううえで認識能力はあるというふうに言われておるわけでございます。

○小平芳平君 未成年者でも十分そういう能力はあるという、それは年齢によりまして十分あると思いますが、たとえば小学生、中学生あるいは歳以上というふうに分けてお答えいただけますか。

○政府委員(中島一郎君) 何歳ぐらいとか、あるいは小学校、中学校との程度の学校に行っておけばということを一般的に申し上げるのはむずかしいかと思いますけれども、やはり郵便集配人といつてしましても、子供が出てきて少し話し合いをしてみた、郵便だけれども判こを持ってきてくと、こう言つたところが、判この所在も知つておつたし、それも持つてきて応答がよどみがちかつた、お父さんが帰つてきたらこれを渡してもらえるねと言つたら、十分それも引き受けたということであれば、補充送達をするのではないかとうふうに思うわけであります。

○小平芳平君 それは、確かに表現するのはむづかしいと 思います。

次に、事務員のはか雇い人に対してもできる

けれども、現在でどういう例になりますかわかりませんけれども、事務員と限つてしまわないで広く雇い人というふうにしたものというふうに御理解いただきたいわけあります。

○小平芳平君 書記官が郵便に付する送達を行った場合、あわせて普通郵便で送達を行つた旨を在人による通知する制度を設けて、普通郵便送達の改善を図るべきであるという意見がありますが、こについてはいかがでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 御質問を正しく理解しなかつたのかもしれません、百七十二条の四項によつて住居所あてに通知をするということと、別の何か制度を御提案になつておるのでしょとか。

○小平芳平君 今回の改正で、就業場所において本人以外に書類を交付した場合は本人に通知しますという制度が設けられます。それと同じように、郵便に付する送達を行つた場合、普通郵便等で本人に通知するという制度を考えるということはありませんか。

○政府委員(中島一郎君) 失礼しました。

百七十二条で現在書留郵便に付する送達とのをいたしておりますが、その場合に、今回新設されます百七十二条の四項のような普通郵便等による通知を重ねてするということであるうといふうに理解いたしました。

確かに意味のあることあります、現在の裁判所の送達の実務においてもそういうことが行

れておるようあります。これを法律上の制度として取り入れるかどうかということにつきましては、将来の検討課題にさしていただきたいと存じております。

○小平芳平君 在監者に対する送達は監獄の長に対してもよいこととされていますが、これはどういうことになりますか。在監者に対する送達は本人に對してなすということは、何か支障がありますか。

○政府委員(中島一郎君) これは監獄の長に対して送達をいたしまして、そして監獄の長がその書類等を検閲と言つていいのかどうかわかりませんが、内容等を検討いたしまして、本人に渡すべきものは渡すということですから、本人あてに送達するという制度になつておるわけでございます。

○小平芳平君 いや、そういう制度になつております点が、本人に直接送達するということは支障がありますかというお尋ねをしているわけです。

○政府委員(中島一郎君) 本人のプライバシーということから言えば、本人に対して送達をするということが好ましいのかもわかりませんけれども、一方、在監者でありますので、その処遇の問題等を考へて、その本人の通信の秘密というものを犠牲にしてまでも在監者に対する処遇という面を優先させておるのだといふふうに考えます。

○小平芳平君 それから、寺田先生からいろいろ御質問のあった、判決書の事実摘要欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することができるという点についての改正であります。この点についてはいろいろ質問したい点もあつたんですが、最後になりますので、簡単で結構ですから、この改正の趣旨を説明していただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 判決書の事実摘要欄に何を書くかということであります。裁判所が当事者の主張をどう認識したかということを、これは必要最低限度書かなきやならぬだらうということはもう争いがありません。当事者によつて

どういう証拠が提出をされ、それに対してもどういふ認否がされたかということを書く必要があるかということについては、これは必ずしも反対説がないわけではないわけではありませんけれども、一般的な考え方としては証拠に關する提出認否も書くべきであるという解釈で現在まで来ております。

しかし、昭和三十一年でありますとか、記録の編成方式が改められまして証拠の目録というものがつくられまして、その訴訟においていかなる書類が提出されたか、それに對してどのような認否がされたか、どのような証人の申請があり、その援用がどうなつておるかというようなことが非常に整理された形で記載されるようになったわけでありますから、これを判決の事実欄に書く証拠の摘要として引用するという方法が許されるのじやないか。むしろ、それを判決書に改めて裁判官が書き写す、引き写すという作業は非常に機械的になつてしまつてゐるのじやないかという議論がかなり出でておつたわけでございます。

もうすでにそういう意見が出まして、私ども承知しておるので二十年以上になろうかというふうに思ひわけでありまして、だんだんそういう新しい記録に裁判所もなじんでまいりましたし、当事者もなじんでまいりましたというようなことを考えますと、そういう記録の一部であります証拠の目録を引用するという形で証拠の摘要をするといふことがいいのじやないかということが、今回百九十一條の一部改正の趣旨でございます。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、民

事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

まず第一に、改正案は、訴訟に關する書類を住居所へ送達するのに支障があるときは就業場所において送付してもよいこととし、また、就業場所において送達を受けるべき者に会わないとときは、その使用者など一定のかわりの者に書類を交付することができます。

確かに、近年、共働きの家庭等があつて昼夜不在者が多くなり、そのため送達がおくれ訴訟が遅延する傾向が生じてゐるのは事実であります。この点については、わが党がこれまで繰り返し主張してきたように、まず裁判所の人的、物的体制の充実強化を図つて、正面から対処すべきであることは当然であります。にもかかわらず、最高裁、政府が便宜的な省力化の方向で対処しようとしているところに問題があります。

勤務先への送達によつて、送達を受ける者のプライバシーが侵害され、職場での信用低下を招き、また債権者によつて債務者に對する心理的圧迫の手段として悪用されるおそれがあることは、私の質疑などによつても明らかになつたところであります。

以上、要するに今回の改正は、近年の最高裁判所が推し進めている裁判の公正、国民の権利確保をないがしろにして、いたずらに裁判の迅速さのみを追求する訴訟促進政策以外の何物でもなく、裁判を受ける国民の権利を重視する立場から、日本共産党は本改正案に強く反対することを表明して、討論を終わります。

○寺田熊雄君 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に對して、社会党を代表して賛成の立場から討論をいたします。ただ、この賛成は、いわば消極的賛成とも言つべきものであります。

と申しますのは、この法案は民事訴訟手続の適正、円滑な進行を図るためのものとせられるのであります。ですが、その中身は、罰金額の引き上げは別として、書記官の事務に関するものが三、裁判官の事務処理に関するものが一であり、また当事者に関するものが一であります。

その中身を見ますと、国民の要望に沿うものであるとか、あるいは国民の利益を増進させるものであるとかいう立場ではなくして、むしろ裁判官や書記官の立場に立つてその労を省く目的のものであります。私どもは今後もこのような傾向が進むのではないかという懸念を抱かざるを得ません。

これらの事件について調書の作成を省略することができるとするることは、確かに裁判所の負担を相当絶減することになります。

しかし、翻つて考えると、証人の陳述等を訴訟の各段階で調書にとっておくというのは、まさに民事訴訟の基本であります。ところが、このようない改訂が認められると、あらかじめ和解、取り下げる予想して、裁判所が調書の作成を怠るおそれ

が生まれてくると言わなければなりません。

第三は、判決書のいわゆる事実摘要欄に、証拠に関する事項の記載を省略できることとしている点についてですが、これは証拠裁判主義の見地から問題であるのみならず、このような省略によつて、一体どれだけ裁判所の負担を軽減することになるのかは、はなはだ疑問のあるところです。

以上、要するに今回の改正は、近年の最高裁判所が推し進めている裁判の公正、国民の権利確保をないがしろにして、いたずらに裁判の迅速さのみを追求する訴訟促進政策以外の何物でもなく、裁判を受ける国民の権利を重視する立場から、日本共産党は本改正案に強く反対することを表明して、討論を終わります。

○寺田熊雄君 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に對して、社会党を代表して賛成の立場から討論をいたします。ただ、この賛成は、いわば消極的賛成とも言つべきものであります。

と申しますのは、この法案は民事訴訟手続の適正、円滑な進行を図るためのものとせられるのであります。ですが、その中身は、罰金額の引き上げは別として、書記官の事務に関するものが三、裁判官の事務処理に関するものが一であり、また当事者に関するものが一であります。

その中身を見ますと、国民の要望に沿うものであるとか、あるいは国民の利益を増進させるものであるとかいう立場ではなくして、むしろ裁判官や書記官の立場に立つてその労を省く目的のものであります。私どもは今後もこのような傾向が進むのではないかという懸念を抱かざるを得ません。

し、また、これらの改正は、他の訴訟上の諸制度との整合性に若干そこを来すのではないかといふ感じがするからであります。

しかしながら、日弁連の事務総長に来ていただきまして直接確かめましたところ、この法案に対しましては、すでに日弁連も大筋において同意しております。また、裁判官や書記官の事務上の負担がきわめて重く、その労を省く必要も否定し得ませんので、ある程度の心理的な抵抗は感じつゝも、あえて賛成の立場をとった次第であります。

それゆえ、次に、この法案に対しても抱く私どもの懸念や不安に関して若干の意見を申し述べたいと存じます。

第一に、訴訟が裁判によらずして完結した場合の証人調書等の省略、民事訴訟法第百四十四条ただし書きの問題でありますが、これは実際問題としては、訴訟が和解によって解決した場合に最も大きな効用を發揮し、書記官の調書作成の労を省くものであることは、たれしも異議がないと存じます。

これらの調書は、もともと民訴法第百四十二条、百四十九条等により、その都度、迅速に作成せらるべきものであります。裁判官中には、きわめて少數ではありますが、強引な訴訟指揮により、訴訟の初期の段階で当事者に和解を要する裁判官もないではありません。また、事務の繁忙のために調書の作成が遅延する場合もないではありません。したがって、いわゆる和解含みの事件におきましては、そうした期待のゆえに調書作成が遅延せられ、その結果として、調書作成の省略が当該和解の成立した日に行われた証人調書等にとどまらず、相当以前にさかのぼるおそれもないではないという懸念を抱く次第であります。それゆえ、この制度の運用に当たりましては、裁判所が当事者に対して調書の作成を求める意思があるかどうかを明確に確認する必要がござります。また、裁判官の書記官事務に対する適切な指導監督が必要であることを指摘いたしたいと存じます。

第二に、就業場所においてする送達、すなわち民訴法第百六十九条第二項の新設等については、その要件として二つの理由が掲げられております。

その一つは、被送達者の住居所等の知れないとあります。右のうち、住居所の知り得ないときの証明方法は、民訴法第百七十八条规定であります。これは今後の運用においてかかるべきものであると考えます。

問題は、送達に支障あるときの解釈であります。が、政府の説明は、主として昼間不在の場合を指すというのであります。ところが、昼間不在、夜間不在であるといいますと、夜間送達の制度を活用すればよいのではないかという疑問がたやすく生ずるのであります。ところが、これに対する最高裁の答弁は、執行官は現在裁判所の首席書記官級の待遇を受けておりませんので、送達のような機械的業務に携わるのは好まないし、裁判所としても執行官には差し押さえ、競争等の本来的業務に精進してもらいたい、執行官代理がおればこれを送達させることも考えられるが、現状ではこれがいらないところが大部分である、それゆえに、この夜間送達が困難であるというのであります。

それでは、執行官による書類の送達制度、なんなく夜間送達制度は廃止してもよいのかと反対いたしますと、いや、それは存続させてほしいといふのであります。

このあたりにも裁判所の自己中心的論理が支配しておりますし、送達をあたかも下級公務員の職務とするがごとき考え方もうかがわれるのであります。にわかに同調し得ないものを感ずるのであります。

また、そのことをひとまずおくとしたしまして、このあたりにも裁判所の自己中心的論理が支配しておりますし、送達をあたかも下級公務員の職務とするがごとき考え方もうかがわれるのであります。にわかに同調し得ないものを感ずるのであります。最後に、この法案は、小範囲のものとは申しませんが、今後はその点に十分留意して誤りなきよう法務当局に望むものであります。

その一つは、裁判官の書記官事務に対する指導監督の問題であります。先ほども質問の際に申し上げましたように、私個人としても、彈劾裁判所

うことを明言しておられますので、今後の運用においてそれが励行されることを強く希望するものであります。

また、送達する書類が他人によつたやすく開封されないよう配慮することが、プライバシーの保護上必要であると考えます。この点も、最高裁判所はそうした運用を約束しておられますので、その徹底を望むものであります。

第三の問題は、判決の事実摘要中の証拠説明を省略し、記録中の証拠の標目を引用することを得られる場合には、やむを得ない措置であると考えられます。しかし、そうでない一般の事件につあっては、従前の判決のように書証を証人にについての証拠説明をした方が、これを読む国民にあらましの説明をした方が、これに対する理解をより望ましいということは言うまでもありません。

さらに、この改正は、かかる引用を違法とする上告理由に對して、なるほど証拠の摘要はないがそれは別段判決に影響を及ぼさないという理由で原判決を救済した最高裁判決の後追いをし、かかんなく夜間送達制度は廢止してもよいのかと反対いたしますと、いや、それは存続させてほしいといふのであります。

このあたりにも裁判所の自己中心的論理が支配しておりますし、送達をあたかも下級公務員の職務とするがごとき考え方もうかがわれるのであります。

次に、五百十三条の改正については日弁連との協議が全くなかつたようですが、訴訟制度の運用に当たる者は裁判所関係者と弁護士でありますので、その改正に当たりましては、必ず事前に弁護士会の意見を徴し、その了承を経て行うことが当然であると考えます。この点は大臣の誠意ある御答弁がございましたので多くは申しませんが、今後はその点に十分留意して誤りなきよう法務当局に望むものであります。

最後に、この法案は、小範囲のものとは申しませんが、いろいろな示唆を与えてくれます。

その一つは、裁判官の書記官事務に対する指導

監督の問題であります。先ほども質問の際に申し上げましたように、私個人としても、彈劾裁判所

において谷合判事補の事件を裁いてみますと、東京地裁の破産部における当事者と書記官との癒着はついに谷合判事補をも巻き込む結果を生じたものであります。これは部長判事がもう少し書記官の事務処理に対して注意深く観察し、適切な指導を与えていたならば防ぎ得た事案であったと考えます。戦後、書記官の地位が向上いたしましたことはまことにいります。私ども年来官のこれに対する指導監督が後退してはならないと私は考えております。

いま一つは、証人調書の作成に関する書記官事務に関するものであります。このうち実は一部はもうすでに速記官によつてかわられておりま

す。また、東京地裁などは、証人の証言を録音して民間の反証センターナーなるものに反証させて、その納められたものをそのまま調書とすることが行われているかに聞くのであります。

今後、書記官の事務処理は、録音がそのまま文字になってあらわれる科学技術の発達などにより影響を受けるのではないかうか、またそれが書記官の事務にどういう影響を与えるのか、これがその人員削減等につながるおそれないのか、そういうような諸点について、最高裁判所において、現在の事務処理と将来の見通しに関連する問題で、訴訟関係者の意見を十分に徴して慎重に検討をなすべきであると考えております。

以上、意見を述べまして、討論といたします。

○小平芳平君 ただいま議題となつております法律案に、私は公明党・国民会議を代表して、賛成の立場から討論いたします。

本法案は、民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図るために改定でありまして、基本的にはその趣旨に賛成するわけであります。しかし、本委員会における質疑を通じまして感じました点を、若干指摘しておきたいと思います。

まず第一点は、証人調書等の省略についてであります。

すなわち、本法案は、訴訟が裁判によらないで

完結した場合には、証人調書等の作成を省略することがであります。しかし、この証人調書等の作成の省略は、裁判所の負担の軽減と引きかえに当事者に不利益を及ぼすことにならないでしょうか。遺憾ながら私は、質疑を通じまして、当事者に不利益とならないことの確証を得ることができませんでした。せめて、証人調書等の作成の省略は、当事者の明確な意思の確認を得て行うべきではないでしょうか。この点についての運用を強く希望いたします。

次に第二点は、就業場所への送達手続の新設に関するであります。

就業場所への送達手続につきまして、本法案は、送達を受ける者の住居所等が知れないとき、または住居所等に送達することについて支障があるときに行うものとしております。しかし、ここで、支障があるときの意味は必ずしも明確でなく、かつ、これまでの最高裁判所及び法務省の説明によれば、送達を受ける者の支障の有無よりも、むしろ裁判所側の支障の有無にその判断の重きが置かれているようであります。国民の側から見た場合に、まことに遺憾なことと言わざるを得ません。また、この就業場所への送達は、その運用いかんによっては、送達を受ける者のプライバシーの保護に欠けることとなるおそれが内在していると言わざる得ません。

以上、指摘いたしました点が私の杞憂にすぎないかどうかは、この法案が成立した後の運用いかんに大きくかかっているものと思います。がような観点から、本法案の運用には十分に慎重を期していただきたいと念願いたします。

最後に、この法案をめぐって、法務省と日本弁護士連合会との間ににおいて若干の意見の食い違いがあつたようではあります。今後はこのようないのないように切望いたします。

以上の点を申し上げまして、賛成討論といいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございません

ことがであります。しかし、この

証人調書等の作成の省略は、裁判所の負担の軽減と引きかえに当事者に不利益を及ぼすことにならないでしょか。遺憾ながら私は、質疑を通じまして、当事者に不利益とならないことの確証を得ることができませんでした。せめて、証人調書等の作成の省略は、当事者の明確な意思の確認を得て行うべきではないでしょうか。この点についての運用を強く希望いたします。

次に第二点は、就業場所への送達手続の新設に関するであります。

就業場所への送達手続につきまして、本法案は、送達を受ける者の住居所等が知れないとき、または住居所等に送達することについて支障があるときに行うものとしております。しかし、ここで、支障があるときの意味は必ずしも明確でなく、かつ、これまでの最高裁判所及び法務省の説明によれば、送達を受ける者の支障の有無よりも、むしろ裁判所側の支障の有無にその判断の重きが置かれているようであります。国民の側から見た場合に、まことに遺憾なことと言わざるを得ません。また、この就業場所への送達は、その運用いかんによっては、送達を受ける者のプライバシーの保護に欠けることとなるおそれが内在していると言わざる得ません。

以上、指摘いたしました点が私の杞憂にすぎないかどうかは、この法案が成立した後の運用いかんに大きくかかっているものと思います。がような観点から、本法案の運用には十分に慎重を期していただきたいと念願いたします。

最後に、この法案をめぐって、法務省と日本弁護士連合会との間ににおいて若干の意見の食い違いがあつたようではあります。今後はこのようないのないように切望いたします。

以上の点を申し上げまして、賛成討論といいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございません

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。坂田法務大臣。

○坂田道太君 大体可決されましたが、この附帯決議につきましては、最高裁判所に十分その趣旨をお伝えし、運用上遺憾のないように配慮いたしたいと考えます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺田熊雄君 ただいま可決されました民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 最高裁判所は、訴訟が裁判によらないで完結した場合における証人調書等の作成省略の運用に当たつては、調書の速やかな作成を求める法の趣旨にかんがみ、その運用に遺憾なきを期するとともに、当事者の訴訟上の利益を損なうことのないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。坂田法務大臣。

○坂田道太君 大体可決されましたが、この附帯決議につきましては、最高裁判所に十分その趣旨をお伝えし、運用上遺憾のないように配慮いたしたいと考えます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺田熊雄君 ただいま可決されました民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 最高裁判所は、訴訟が裁判によらないで完結した場合における証人調書等の作成省略の運用に当たつては、調書の速やかな作成を求める法の趣旨にかんがみ、その運用に遺憾なきを期するとともに、当事者の訴訟上の利益を損なうことのないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会

○委員長(鈴木一弘君) 午後一時八分開会

○委員長(鈴木一弘君) 大体可決されましたが、この附帯決議につきましては、最高裁判所に十分その趣旨をお伝えし、運用上遺憾のないように配慮いたしたいと考えます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺田熊雄君 ただいま可決されました民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 最高裁判所は、就業場所への送達に当たつては、あらかじめ住居所等への送達をする等の運用に慎重を期するとともに、当事者のプライバシー保護に欠けることのないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。

よつて、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂

田法務大臣。

○坂田道太君 大体可決されましたが、この附帯決議につきましては、最高裁判所に十分その趣旨をお伝えし、運用上遺憾のないように配慮いたしたいと考えます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺田熊雄君 ただいま可決されました民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 最高裁判所は、就業場所への送達に当たつては、あらかじめ住居所等への送達をする等の運用に慎重を期するとともに、当事者の

プライバシー保護に欠けることのないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。

それから、その原因でございますが、この五年間のトータルで申し上げますと、一番多いのが乗り上げでございまして、これが全体の一九%ぐらい、それから二番目に衝突でございますが、これ

が大体一六%ぐらい、その次、三番目が機関故

障、エンジンのトラブルでございますが、これ

が——順番が逆になりましたが、エンジントラブルの方が二番目でございまして一七%ぐらい、大

体こんな感じでございます。

○寺田熊雄君 それで、あなた方が救助せられた船舶というのはどのくらいの規模のものであったのか、大小さまざまであろうと思うけれども、大

体のところを説明してください。

○説明員(鈴木正明君) 海難の規模を何ではかるか、ちょっと手元の資料がございませんので、たまたま持っております損害の見積額、と申しますのは、海難を起こした人から、その船がどのくらいの価格するものであろうか、こんな額を一応参考のために聞いております。その額で申し上げますと、年によって変動はございますが、大体毎年五百億ぐらいの感じでございます。

○寺田熊雄君 いま座礁が一番多く、その次が衝突であるということを言わわれたですね。その衝突したり座礁したりするのは、これは外国船と日本船舶と大体どの程度の割合を占めておるか、それはわかりますか。

○説明員(鈴木正明君) 全体の海難の中でも申し上げますと、非常に少ない率になりますが、外國船はわりと大型船が多うございますので、たまたま千トン以上に区切つて申し上げますと、千トン以上の中では、これは年によってまた変動がございますが、千トン以上の海難の件数の中では、外國船の割合が五〇%から七〇%ぐらいという見当でございます。

○寺田熊雄君 私どもがこの船舶所有者の責任制限ということを考えますと、同じような危険性を伴うものは航空事故なのであります。大体船舶の事故と航空機の事故と、常にこの事故発生による

損害の処理、賠償問題、こういう問題を扱う法理

よつて、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂

田法務大臣。

○坂田道太君 大体可決されましたが、この附帯決議につきましては、最高裁判所に十分その趣旨をお伝えし、運用上遺憾のないように配慮いたしたいと考えます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺田熊雄君 ただいま可決されました民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 最高裁判所は、就業場所への送達に当たつては、あらかじめ住居所等への送達をする等の運用に慎重を期するとともに、当事者の

プライバシー保護に欠けることのないよう配慮すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。

それから、その原因でございますが、この五年間のトータルで申し上げますと、一番多いのが乗り上げでございまして、これが全体の一九%ぐらい、それから二番目に衝突でございますが、これ

が大体一六%ぐらい、その次、三番目が機関故

障、エンジンのトラブルでございますが、これ

が——順番が逆になりましたが、エンジントラブルの方が二番目でございまして一七%ぐらい、大

体のところを説明してください。

○説明員(鈴木正明君) 海難の規模を何ではかるか、ちょっと手元の資料がございませんので、たまたま持っております損害の見積額、と申しますのは、海難を起こした人から、その船がどのくらいの価格するものであろうか、こんな額を一応参考のために聞いております。その額で申し上げますと、年によって変動はございますが、大体毎年五百億ぐらいの感じでございます。

○寺田熊雄君 いま座礁が一番多く、その次が衝突であるということを言わわれたですね。その衝突したり座礁したりするのは、これは外国船と日本船舶と大体どの程度の割合を占めておるか、それはわかりますか。

○説明員(鈴木正明君) 全体の海難の中でも申し上げますと、非常に少ない率になりますが、外國船はわりと大型船が多うございますので、たまたま千トン以上に区切つて申し上げますと、千トン以上の中では、これは年によってまた変動がございますが、千トン以上の海難の件数の中では、外國船の割合が五〇%から七〇%ぐらいという見当でございます。

○寺田熊雄君 私どもがこの船舶所有者の責任制限ということを考えますと、同じような危険性を伴うものは航空事故なのであります。大体船舶の事故と航空機の事故と、常にこの事故発生による

損害の処理、賠償問題、こういう問題を扱う法理

というものはその両者が相互に関連をし、またその制度を模倣しておるというふうなようにも見ておるんですが、航空機事故に関する国際条約、これはどうなつておるのか、この点をちょっと御説明いただけますか。

○説明員(土坂泰敏君) 航空の損害賠償制度は、国際運送と国内運送で違つております。さらに、旅客と貨物で取り扱いが違つております。いま御指摘のありました條約でございますが、条約の適用がございますのは国際運送の部分だけのございまして、国内は條約と関係がなく約款で取り扱いが決められております。

そこで、順番に申し上げますと、まず国際運送のうちの旅客でございますが、旅客につきましては、批准しております條約といたしまして一番新しいものはヘーグ条約でございます。これによりますと、責任限度額は二十五万金フラン、換算額にもよりますが、約四百六十万円でございます。それから責任原理でございますが、過失推定といふことになつております。ただ、現実の取り扱いは約款でこれよりもさらに責任が航空会社に強化された形で決まつております。これも換算額によると思万SDRでございます。それから責任原理は無過失責任でございます。

それから次に貨物でございますが、同様にヘーグ条約で決まつておりますと、責任限度額は、別に申告をいたしましたとその申告額ということになりますが、そうでない場合は一キログラム当たり二百五十金フランでございます。これも一応の換算をいたしますと、一キログラム当たり約四千六百円でございます。それから、責任原理の方は過失推定ということで決まつております。すなは約款上も約款上も同じ扱いでございます。すなはち、約款上も同じような内容で決められておるわけでございます。

以上が条約でございますが、念のために国内関係について申し上げますと、国内は、旅客につき

ましてはこの四月から責任限度額が撤廃になりました。責任原理は過失推定でございます。それから、貨物につきましては、これも別に申告をした場合はその額によるわけでございますが、そうでない場合は、貨物一口につきまして三万円というのが約款上の取り扱いでございます。

○寺田熊雄君 いま御説明のあつたヘーグの議定書、それから五十年九月に成立をしておるモントリオール第三議定書、これはわが国はまだ批准してないんですね。

○説明員(土坂泰敏君) 御指摘のとおりでございまして、ヘーグの議定書は先ほど御説明しましたように四十二年の七月に批准をいたしましたが、モントリオール第三議定書といふのは、成立はしておりますけれども批准はまだしておりません。

○寺田熊雄君 ただ、わが国の国民が外国の航空機によって旅行をする、あるいは日本航空に乗つて外国へ旅行をするという場合に、批准はしていなければ、やはりこのモントリオール第三議定書の責任限度額による処理を余儀なくされるというわけでしようね。その点はどうなんだろうか。

○説明員(土坂泰敏君) まさに御指摘のとおりでございまして、批准はしておりませんけれども、モントリオール第三議定書は成立しておるわけでございます。

先ほど約款上の取り扱いが十万SDRであると申し上げましたが、モントリオール第三議定書はまさに責任限度額を十万SDRと決めておるわけでございます。いま批准しておる条約はヘーグでございまして、これは二十五万金フランでございますが、それを上回る十万SDRの額を、現実に批准はしていないけれども、その内容を先取りしておるところが現実でございます。

○説明員(土坂泰敏君) 失礼いたしました。

故意があつた場合などにつきまして責任限度額

の事故であるとか、あるいは搭乗員の重大なる過失によつて事故が起きた場合、したがつて使用者責任を問われるような場合、こういう場合は、この責任の制限といふものは適用がなくなるのではなかつたという立証ができるれば責任を負わないわけでございます。そして、国内の旅客運送約款では、現実にそういう取り扱いになつております。

ただ、先ほど申し上げました国際旅客でござい

ますけれども、国際旅客だけはこれを、やはりモントリオール第三議定書を先取りしたかくこうでございますが、四つのうち三つは御指摘のような無過失責任ということを決めておりまして、旅客、貨物、国内、国際と四つ区分があるわけでございますが、国際旅客だけは、モントリオール第三議定書を先取りして無過失責任という姿になつておるのが実態でございます。

○寺田熊雄君 その点がちょっとまだ私の方で十分そしゃくできないんだけれども、つまり過失がない、無過失であるという場合でも損害の賠償はしないきやいかぬ。ただ、その場合の限度額を十万SDRとするという趣旨だと思います。そして、もしも無過失でない、たとえば故意はもちろん問題ないが、故意でなくとも重大な過失があればこの責任制限は適用はなくて、つまりそれ以上の賠償責任を負わなければいけないということになるのではないかと、こういうことをお尋ねしているわけです。

○説明員(土坂泰敏君) 失礼いたしました。

故意があつた場合などにつきまして責任限度額

にそれ以上出さなければならないという定めになつております。

○寺田熊雄君 そうすると、日本航空など、全日空や東亜国内航空も右へならえでしょうが、こういうわが国の航空会社の国内の飛行、これについてはもう責任の制限といふものはなく、現在ではいわば無制限といふか、損害の実額を賠償しなければいけないと立場に立つておると、こう伺つてよろしいですね。

○説明員(土坂泰敏君) 先生御指摘のとおりでござります。

○寺田熊雄君 この船主責任、今回この責任限度額の引き上げを実施するというものであります。が、これは被害者である漁業者等にいたしますと、あるいは船舶の衝突の際は被害をこうむるのを免れてして小ささい方でありますからして、そういうトントンの少ない船舶の所有者、こういうものはこの責任限度額の引き上げによって大変利益を受けるのではないかと、かよう考へておるわけであります。しかし、その反面、船舶の所有者の方は責任限度額が引き上げられた関係上、かなりな額を賠償しなければいけないということになりますと、これに対してどうしても保険制度を活用しないと乗り切れないという事態に遭遇する。これは明らかであります。

そこで、こういう場合に備えての保険制度、これははどういうふうに運用されておるのか、また制度はどうなつておるのか、これをお伺いしたいわけであります。何か過去の国会の会議録等を調べてみると、船王が相寄つて相互保険の制度を活用しておるという面も出ておる、また船舶の関係は多分に国際的な規模で行われますので、英國は常に長い歴史を持つて保険制度を運用しておるといふことも聞いておるわけであります。そういうこととかも聞いておるわけであります。

○説明員(松田篤之君) 仰せのとおり、保険制度の発足のきっかけ自体が船舶に始まると言われておりまして、古くからイギリスを中心とした世界

をめぐる保険の仕組みがござります。したがいまして、飛行機にしろ船にしろ、こういった乗り物につきましては、世界じゅうどこの船が沈んでも、どこで船がぶつかったても、その責任を保険会社あるいは後から御説明いたしますが、船主の相互保険組合といったところが負担をし合いまして、責任の分散を図るということによって、巨額の負担をごくわずかずつの負担で済ませるという仕組みが発達をいたしております。

御指摘の、船主相互保険組合といった船主のかなります損害につきましての仕組みでございますが、日本におきましては二つの仕組みから成り立っておりますと、船と船とがぶつかった相手の船に対する損害、船が沈んだというような場合につきましては、いわゆる民間の保険会社が船舶保険といふもので、自分の船の損害とともに衝突した船につきましても、相手の船の損害までも担保するという仕組みがございますが、それ以外の部分につきましては、船主相互保険組合と申します船主さんたちの集まりの助け合いの組織ができるおりまして、大体四千六百人ぐらいの組合員がおりまして、八千七百隻といった船をカバーしております。

したがいまして、平均的には一人で二隻ぐらいしか持たない小さな船主さんが多いわけでござりますけれども、こういった方が相互に助け合いの組織として組合をつくっている。そこに船の危険によります三つの危険をカバーをする保険をかけています。

三つと申しますのは、船主の危険といいたしますと、まず船舶の所有者として持つべき責任、たとえば申し上げました船がぶつかったといふところもござりますし、それから船が油を出して海面を汚してしまったと、そういう場合にみずからそれを取り去る、あるいは沈んだ船を撤去する事業といったものもございまして、今回の法律に

関係のござりますような、衝突によって相手の船の人命を傷つけたり、あるいは岸壁等を壊してしまったといった船主の責任の分がござります。こ

れが一つは船主の所有者としての責任。

二つ目は、船員の雇用主としての責任がござります。

ですから、自分の船に乗っている船員が病気になつて船をおりなきやいけないといったとき

に突然かかる費用であるとか、あるいは海難によ

りまして船員の所有物を流してしまったといつた

いわゆる船員に對しての責任もございます。

それから三番目のものが、貨物の運送人として

の責任でございまして、たとえば仕向地を間違つてしまつたために遅延の費用を要した

といった場合もございます。こういった三つの立場からの危険をお互いに助け合いでカバーをしております。

と、いうのが、船主相互保険組合というのが日本で一つございまして、そこが引き受けているわけ

でございます。

そこで、毎年保険料といたしまして百十億程度の保険料を集めまして事故が起きた場合に備えているわけでござりますけれども、ともかく大変大きな事故が予想されますので、自分の保険組合の中の保険料で賄えるということが必ずしも約束できないということで、その組合では一定の金額の範囲内、たとえば船の大きさによりまして、船のトン数でございますが、たとえば一千五百トン未満の船につきましては船の責任を三千万円まで、あるいは六千トンから三万トンといった普通の大好きな船でござりますと六千万円までをその相互保険組合の中のいわゆる保険金として支払うことになります。それにいたしまして、それを超えます損害が出来ます場合には、超過損害を担保するという形で、再保険という形で外国の同じような相互の保険組合に出すわけでございます。

実際には、日本の場合にはイギリスにございま

すP.I.C.L.に申しまして、そこに出しました保

險が、さらに同じようなP.I.C.L.と申しまし

て十億円のうちから保険金として事故によりま

す十五億円のうちから保険金として事故によりま

すP.I.C.L.の方に出してしまいます。そして、四

億でございまして、六十六億円ぐらいは再保険と

して先ほど申し上げましたイギリスにございま

す十五億円のうちから保険金として事故によりま

す十五億円のうちから保険金

IMCOは総会、理事会、海上安全委員会その他
の補助機関、たとえば海洋環境保護委員会、法律
委員会等があるようですが、こういった機
関によつて構成をされております。

わが国は一九五八年三月の十七日に加盟をいたしました。わが国の加盟によってIMCO条約は効力を満たしまして、わが国が加盟した日に効力をもつてあります。わが国は、設立当初から今日まで理事会のメンバーに

してIMCOにおいて重要な地位を占めておるというわけでござります。

ふうに承知しておるんですが、これはそういうふうに聞いて間違いないでしようね。

○政府委員(中島一郎君) そのとおりでございま
す。

○寺田篤志君　それがから　しお大蔵省の方から御説明のあつた船主相互保険組合、これは何年から、どういう法律に基づいてできた組織であるか、ちょっと御説明いただきたいと思います。
○説明員(松田篤之君)　昭和二十五年にできたと聞いておりますが、船主相互保険組合法というのをございまして、昭和二十五年、法律第百七十七号という法律に基づきまして設置された組合でござります。

○寺田 雄雄君 この法律は、船主それから用船者並びに船長などの故意、過失の有無とどういう関連を持つのか、その点をちょっと御説明いただきたい。

自分の故意、過失によつて事故が発生した場合は、これはもちろんのことでありますけれども、船長の他の船員の操船ミスその他の故意、過失によって事故が発生した場合にも、その損害賠償の責めに任ずるというのが商法の六百九十九条の規定でございます。そういうことになつておりますけれども、通常の場合は、船舶所有者等はその責任の限度を制限することができるというのが原則でございます。

い。制限することができないのは、現行法では船舶所有者等に故意または過失がある場合でありますし、それから改正法案では、船舶所有者等に故意がある場合及び無謀な行為による場合というのが責任制限のできない場合であります。

それから次に、船長その他の船員につきましては、船長その他の船員は、自分の故意、過失によって事故が発生いたしました場合には、その責任を負うわけでありますけれども、通常の場合にはその責任限度額を制限することができます。しかし、責任制限できない場合があるわけでありますて、その責任制限できない場合というのは、現行法のもとにおきましては、船長その他の船員自身に故意がある場合でありますか、改正法案のもとでは、故意がある場合及び無謀な行為による場合でありますから、船舶所有者等については責任

○寺田熊雄君 結局わかりやすく言うと、いずれにしても、船長や船舶所有者等の側に故意または重大な過失があった場合は責任制限の規定を援用できない、こういうふうに聞いてよろしいですか。

○政府委員(中島一郎君) 改正法案では、先ほど私無謀な行為というふうにつづめて申しましたけれども、正確に申しますと「損害の発生のおそれ

○寺田雄君　だから、その無謀な行為云々といふのは、也の法律によれば、出でてくる女郎などには重大責任制限することができないわけであります。船舶所有者等について申しますと、自分に故意がある場合、それから無謀な行為による場合には、長等についても同様ということになるわけでござります。

な過失という表現があるけれども、それと同一な
のか、それともその概念異なるものなのか、そ
ういう点をお尋ねしているのです。

○政府委員(中島一郎君) 先ほど申しました「損
害の発生のおそれがあることを認識しながらし
た」という部分がありますので、重過失という場
合に、多くの場合にはその損害発生のおそれがあ
ることを認識しておるのが通常であろうと思いま
すけれども、重過失という場合に必ずしもその要
素を必要しないということになりますれば、重過
失プラス損害の発生のおそれの認識ということに
することを認識しておるのが通常であるうと思いま
すけれども、重過失という場合に必ずしもその要
素を必要しないということになりますれば、重過
失プラス損害の発生をお想しつつ無謀な行為
理論的にはならうかと、いうふうに思います。

○寺田熊雄君 そうすると、局長のいまの御説明
によると、重大な過失の方が包摂するいろいろな
場合が広い、結果の発生を予想しつつ無謀な行為
をした方が重大な過失よりは狭いというふうに、
そんなようにも聞こえるけれども、そういうふう
に理解してよろしいですか。

○政府委員(中島一郎君) 両方が一部重なり合
い、一部重なり合わない部分があるのではないか
というふうに考えておりますけれども、実はこの
法律案のもとになりました条約採択の過程におい
て、この「損害の発生のおそれがあることを認識
しながらした自己の無謀な行為」、括弧してこれ
は重過失だというふうに明らかにしたいという提
案があったわけありますけれども、それが取り
入れられなかつたというよらないきさつもありま
でので、若干そこに一部重なり合わない部分があ
るのではないか。

どちらが一方的に広くて、どちらが一方的に狭いかということにつきましては、これは具体的な場合一つ一つについての検討を十分にいたしませんと軽々に結論を申し上げるわけにもいかないかと思うわけでありますけれども、先ほども申しましたように、重過失という場合に、私どもが認識する過失ということを一方において申しますが、その認識ある過失の認識あるという部分が、必ずしも重過失という場合に包摂されているとは言えないので、いかなくともうかということを考えますと、この重過失プラスおそれの認識といふものが、「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」ということになるのではなかろうかと考えておるわけでございます。

○寺田 雄雄君 大体わかつたんですが、その重過失の中には結果の発生を認識しない、認識すべからりしてあるのに認識しなかつたという場合が含まれるから、だから、あなたのおっしゃるようになると、認識すべかりし場合に認識しなかつたという場合が除かれるからね。そうなるでしよう。だから、重過失という一般的な概念で処理しないで、その方が広いことが言えるのじやないでしょうかね。

まあ、余り法律解釈ばかり論じてもいかぬから、一応これで終わりにします。

○小平芳平君 いまの重過失の問題について若干質問したいわけですが、「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」という場合ですが、たとえば濃霧中の運航とか、あるいは救命ボートを備えておかなかつた場合とか、救命ボートを備えておかないと、そういうことは余りないかもしれないが、それが緊急の場合使用できなかつたというような場合、あるいは船舶所有者が定員をオーバーして旅客を乗船させた場合というようないろんなことが考えられますが、その「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」という場合はどう、いう場合が当たりますか。

○政府委員(中島一郎君) ただいまお挙げになりましたように、濃霧中の運航である、あるいは私が最もよく申し上げるのは、あらしが来ておる、暴風雨が来ておる、その暴風雨も程度によるわけでありまして、またこの船舶の性能と申しましようか、堪能能力にもよるわけでありますから、これはやはり個々具体的なケース・バイ・ケースで考えなければならないわけであります、客觀情勢をいろいろ考えました結果、通常人とすればこういう状態のもとでは航海することを思いとどまつたであろう、出航を思ひとどまつたであろうというようなそういう一般的な事情がある場合に、これをあえてしたというのがこの「無謀な行為」というのに当たるのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○小平芳平君 それで、前回の委員会でもそういふこれに対する局長の御答弁があつた、また先ほども御答弁があつたんですが、括弧書きで過重失事が入つてゐたのが、条約の制定経過で削られたということについて、どういう意味を持っているかということをちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 私どもその条約採択の現場におりませんんでしたので、その当時のことを聞いたり、あるいは物の本で読んだりするわけでござりますけれども、実はそういう提案をしたのはわが国であったわけであります、わが国としてはこの「損害の発生のおそれがあることを認識しながらしめた自己の無謀な行為」というようなことは表現によつて示される過失と申しましようか、過失の態様というものについては從来余りなじみがなかつたわけでありますから、故意か過失、過失にしてもそれは軽過失か重過失か、あるいは認識ある過失か認識のない過失かと、こういふわれわれとしてなじみやすい概念によつてこの事柄をあらわしてほしかつたということもあつたろうと思うわけであります。

しかし、故意とか過失というようなそういう一つの言葉、その言葉によつて一つの概念をあらわすということは、これは国際的な考え方、国際的

な問題を処理する場合においては、国々それぞれにおいていろんなもの、事柄を考える。それを、こういう「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」というふうに具体的に書きすれば、その点が国によって、その使う言葉のいかんによつて余りいろんなことを、区々たることを考えないというようなこともあります。それから、先ほどから問題になつておりますと、ヘーブ議定書でありますとかといふものにはこの「無謀な行為」という表現が採用されまして、この場合には責任制限できないのだと、こういうようなことで徐々にこういった取り扱いが国際的な処理の方法として定着をしつつあつたというようなこともあつたのだろうと思います。結局、そういつたことから条約の条文としてはこれに近いものが採用されたと、こういうふうに理解しておるわけでございます。

○小平芳平君 したがつて、重過失はあるが結果の発生は認識していないかたといふ場合の方が多いのではないかというような疑問に対してはいかがでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) これは認識という心理、心のうちの問題でありますので、実は事実認定としても、あるいはその評価をどうするかといふことに対して非常にむずかしい問題なのでありますけれども、外から見ることのできない問題でありますから、やはり客観的な事実から認識の有無というものを判断せざるを得ない場合があるので、じやないかといふに思うわけであります。この辺のところは事実認定の問題、ケース・バイ・ケースというふうに申し上げざるを得ないかと思うわけでございます。

○小平芳平君 わが国は重過失が責任制限の阻却事由とされなかつたということについて、御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 条約の表現が重過失ということが外されまして、先ほどから申し上げて

おりますようすに、この無謀な行為ということになつたわけでありますから、それに準拠して国内法をつくるということになりますと、これと違つた規定を置くといふわけにもまいりません。それをお本文の表現として最もふさわしいものというふうに考えまして、法の三条三項のような表現になつたわけでござります。

○小平芳平君 法務省としまして、被害者を保護していくくという観点から見て、重過失がある場合に、この無謀な行為と重過失とが違うといたことになりますと、重過失がありながら無謀な行為に当たらないということで責任制限することができる場合があるのじやないか、こういうふうになるわけでありますけれども、實際問題いたしましては、重過失という以上は結果の発生のおそれでありますから、結果の発生そのものでなくとも結果の発生のおそれを認識していたということが通常であろうかと思うわけでありますし、それから国内に関して申しますならば、これによつて責任制限することができるかどうかということを判断するのは日本の裁判所であるというようなことを考えますと、故意あるいはそれに準ずるような重過失があるにもかかわらず責任制限ができるというようなそういうケースは、實際問題として起こることを心配しなくてもいいのじやないかというふうに私どもは考えております。

○小平芳平君 その結果、改正法が施行されますと、船舶所有者は責任限度額までしか保険を掛けないということになるのではないでしようか。

○政府委員(中島一郎君) 保険のことを私の方からお答えするのは適当かどうかわかりませんけれども、船舶所有者としてはどういう事故が起こるかもわからない、この条約あるいは国内法の適用のない場所で事故を起こすこともあり得るわけでありますから、どんな損害が起こつてもいいようない

な保険を掛けておるのが通常であるというふうに私どもは聞いております。たまたま起った事故がこの法律の適用があり、しかも責任制限できるケースである場合には、その限度額において責任を負担する、保険会社もその限度でしか保険金を支払ってくれないと、こういう取り扱いになつておるようになっておるわけでございます。

○小平芳平君 今度の新約約によりまして、エアクッショント船あるいは海底天然資源開発のための浮き施設などは対象にならない、適用されないと思いますが、いかがでしようか。改正法ではどう扱われておられますか。

○政府委員(中島一郎君) 今回の条約、七六年条約の十五条の五項におきまして、エアクッショント船等についてはこの条約の適用対象外というふうにされておるわけでござります。それは、このエアクッショント船等に関しましては、各締約国がこの条約を適用する義務を負わないという意味であります。この条約と同じような責任制限を認めりまして、この条約と同様の責任制限を認めではならないという趣旨ではないわけであります。

わが国の取り扱いでありますけれども、エアクッショント船はその運航の実態等に照らしまして、海上運送法等の事業規制法規あるいは船舶安全法等の安全関係法規、船舶職員法等の船員関係法規など、一連の海事関係の法令におきましては、船舶として從来取り扱つてきておりますし、現在の船主責任制限法においても船舶の範囲に含まれているものというふうに解してきておるわけであります。したがいまして、改正法においても、従来の制度との整合性あるいはわが国におけるエアクッショント船の運航実態に他の船舶との差異がないというようなことも考えまして、一般船舶と同様に責任制限権を認めるということにしておるわけでございます。

○小平芳平君 改正法においても人損と物損が生じている場合において、物損のみの責任を制限することが認められておりますが、これについて御説明をいただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 責任制限をするかどうか
かということは、船舶所有者等の意思によるわけ
であります。船舶所有者等が制限が許される場合
でありましても制限することを潔としないとい
うことであれば、それに従つて処理して差し支え
ないわけでありまして、その場合に人損と物損が
起つておる、人損については責任制限をしな
い、物損については責任制限をするということの
選択と申しましょうか、自由をも認めておるとい
うわけでござります。

○小平芳平君 その場合に、物損については保険
から補てんを受けることになりますが、人損につ
いては確実に支払われるという何らかの配慮がな
されておりますかどうか。

○政府委員(中島一郎君) これは損害額が責任限
度内である場合も全く同様の問題が起つてくる
わけであります、被害者としては自分の救済
自分の債権の満足のためでありますから、船舶所
有者等の財産その他を絶えず注意しながら、そ
れぞれ逸等によって自分のせつかくの債権が満足させ
られないような結果にならないよう努めるとい
うことが、これは一般論ということになるわけで
あります。

○小平芳平君 つい最近もあった例ですが、船が
座礁して燃料の重油が大量に流れ出した、そうい
う場合には海洋汚染及び海上災害の防止に関する
法律に基づいて船舶所有者は排出油の防除措置を
講じる義務があり、また海上保安庁長官はこれを
命令じることができるのですが、もし船舶所有者が
命令に従わなかつたために漁業損害が生じたとい
う場合、船舶所有者はその責任を制限することが
できますかどうか。排出油が大量に流れ出した、
防除措置を講じなければならないという段階にあ
る、そのときに船舶所有者がやらなかつた、その
ために、防除措置を講じないために漁業損害が生
じたという場合の責任についてお伺いしたい。
○政府委員(中島一郎君) やはりこれは事故によ
る損害の延長として発生をした損害でありますか
ら、本来は責任制限の対象になるということにな

るわけでありまして、そういう場合には、先ほどおっしゃいました海上保安庁等において適切な措置をとつて損害の拡大を防止して、そしてその費用等について船舶所有者等に求償するということにならうかと思います。

○小平芳平君 海上保安庁が命令してもやられたといったような場合、むしろ故意に基づく損害として責任制限ができないというふうなことになりますんでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 代執行等の方法によつて第三者にその防除措置をとらせる。海上保安庁等の命令にも従わないような船舶所有者等は、もうこれは責任制限ができないと言つてみても、実際の実効は上がらないわけでありますから、その場合は代執行等によつて適切な防除措置をとることにならうかと思います。

○小平芳平君 そうしてその代執行に要した費用については、国の債権は制限債権になりますか。

○政府委員(中島一郎君) 国が直接やるということではなくて、第三者等にやらせるというようなことにもならうかと思ひますけれども、そういう費用につきましては制限債権になるということになります。

○小平芳平君 何か、納得できないような気がしますね。

○政府委員(中島一郎君) もともとの損害の発生について責任制限を認めるというのが基本原則でありますので、その機会にその被害が拡大をするということになると、そのままから、船舶所有者等にとっては、その一連の損害の発生というものが、この事故による損害発生と見て制限の対象にするというのが基本的な考え方でございます。

○小平芳平君 次のような場合、油が流れ出しつつあるし、また大量の被害が発生するおそれがあるというときに、自発的に防除措置を講じて一生懸命被害の発生を防ぐとして努力したという船舶所有者と、それから先ほど局長から御答弁があつたような代執行に任せてしまつた、その船舶所有者との間に不均衡になりはしませんか。

○政府委員(中島一郎君) 船舶所有者等が防除措置を怠った、そのため適切な防除措置がおくれたと、それが先ほどから問題になつております三条項の「無謀な行為によつて生じた」という要件に当たるということになりますと、これはその債権については制限できないという場合も出てくるということになるわけでありまして、その辺は場合場合によって考えなければならない問題であるうかと思います。

○小平芳平君 いまお尋ねしている点は、流出する油の防除措置を講じている船舶所有者、その船舶所有者と、それから防除義務を履行しない船舶所有者、油が流れ出でて被害が発生することがわかつて、油が流れ出でて被害が発生するであろうということはわかつているだけれども、あるいは海上保安庁から命令も受けているというにもかかわらず、その防除措置を、一生懸命とらないと、そういう二者の間に不公平が、不均衡が生じはしないでしようか。

○政府委員(中島一郎君) さきにおっしゃいました懸念になつて流出油を食いとめるような作業を続けておるという場合には、仮にそういうものによってさらに第二次的な災害が起つたということになりましたとしても、それは責任制限の対象になるわけであります。しかし、それを怠つて放置をしたということによつて新しい債権、損害賠償債務を負担したと、その債権につきましては、また別途この三条項の適用の有無を判断をいたしまして、この要件に当たるという場合であれば責任制限をすることのできない債権になると、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○小平芳平君 それでは運輸省の方にお伺いしたいのは、「わが国は、この採決の後、特に発言を求め、重過失が責任制限却事由に含まれなかつた点、及び最低限度額についてわが国の主張と大に運輸省の人が雑誌に書いておられますか、こういう点はどう考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(中島一郎君) わが国の提案は、もう少しこの責任限度額を大きく引き上げるというようなことであつたわけありますが、多くの国を入れるとこととならなくて、今回の条約のような限度額の改善にとどまつたということでありますので、その点についてはわが国としては十分満足しておるわけではないということを結論として明らかにした、今後の改善の努力を期待するという趣旨の発言をしたというふうに聞いておるわけでございます。

○小平芳平君 では次に、国際総トン数によるとということにされておりますが、その理由と、それから現行とどういうふうな、どのくらいの違いになるかということを御説明いただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 国際総トン数といふ制度になりましたいきさつにつきましては、これは国際的な統一をとつてそういう方はかり方をするのだという条約ができまして、わが國もそれを批准するということになったことによるわけでありますして、従来のトン数等からどういうふうに変わるのがかということにつきましては、運輸省の所管の方が見えておりますので、そちらから御説明をさせていただきます。

○説明員(石井和也君) 一九六九年のトン数条約というのかござりますが、これがIMCOで決められる前の状況を申し上げますと、各国それぞれトン数の算定の仕方が少しずつ違っていたという状況がございます。したがいまして、国際的にトン数のはかり方、それから算定の仕方というのを統一しようという動きがございまして、トン数条約が決まったわけでございます。国際的に統一したトン数でございますので、これを使えば国際的に同じ大きさの船は同じトン数が出るということになるわけでございます。

それから、これは私どもでちょっと試算した結果がございますが、現在使われております責任トン数と、新しく条約トン数を責任トン数にした場合の違いというのを試算したもののがございますが、これにつきましては、船の種類によってかなり

り幅がござります。多いものと、新トン数が旧トン数に比べて一・四二倍というのもござります。大体一・二倍とか、そういうものが多いかと思います。

○小平芳平君 この総トン数についてもわが国は別の意見を持っていたと、しかし国際的にやむを得ずそういうふうに決まったというようないきさつがありますか。

礎となるトン数として、一九六九年のトン数条約で定める総トン数を採用するということになつておりましたけれども、トン数条約そのものが当時わが国を含めて主要な海運国の大数がまだ締約国となつておらない状況でございます。また、そういう状況でございまして、この条約が発効する以前にトン数条約が発効するという見通しが得られていらない状況であった。そのため、トン数条約によるトン数を当時採用するということについては不適当であると判断したためでございます。反対したのはそういう理由でございます。

○山中都子君 先日の質問の続きになりますけれども、前回申し上げましたことをちょっと整理して前置きをさしていただくと、今回の法改正案は、海運企業を一口に言って一層保護するところにポイントがあつて、被害者の救済という点

では問題があるということを申し上げました。その一つの問題として、一九七六年の十一月ロンドンで開かれましたIMOの会議で日本郵船の藤代和雄氏が出席させていたと申し上げましたけれども、これは後でまた正確に調べましたら、先日はオブザーバーというふうに聞いていたんですけれども、正確には政府代表の代表顧問という肩書きでお席されておられたんですね。その辺は

○政府委員(中島一郎君) 把握なさいましたか。
○山中郁子君 十分承知いたしております
ません。

うに承知していただいておきたいと思います。それで、今回の改正案が海運業界、船主協会でも歓迎されているということも同時に申し上げま

した、その歓迎している中身というのが船舶所有者等、つまり船主の責任制限ができる範囲が拡大されたという点であるということを申し上げたのですけれども、答弁で、今回の改正は被害者の保護をも図っているんだということを強調されておられたと思うんです。

それで、そのことにについて引き続きちょっと分明らかにしたいと思っているんですが、法務省は今までの改正で船舶所有者等の責任制限できる範囲は拡大するけれども、従来から船舶所有者等の故意、過失は問題に余りならないで、被用者、船長などの故意、過失による使用者責任を問われていたのがより多い。今回の改正で被用者、船長等の責任制限でできる範囲は逆に狭くしたので、むしろ被害者の立場からするならば有利になるのではないかと、こういう趣旨のことを言われておられたと思いますけれども、その点については、実際に過去の事例がそうであったというデータがどうもおありにならないようなんですけれども、そこをもう一度、何をもつてそういうことが言えるのかという点を、ちょっとお示しいただきたいと思います。

〔委員長退席 理事小平芳平君着席〕

文が形式的に変わったからといって、それが実質的に影響を与えるということはそれほど実は考えていないということを第一段階で申し上げたわけであります。

むしろ、今回の改正で、そういう意味で形式的に条文を新旧対照するという意味で問題がある、問題になるというのは、船長等の責任制限するとのできる範囲といふものが狭められたのだとう点ではなかろうか。これは過去において船長等が責任主体になり、したがつて責任制限主体に

なったというケースはないわけでありますけれども、もっぱら心理的な問題として、船長等の無謀な行為というのも船長等にとっては責任制限することのできない事由として加えられたわけでありますから、心理的な面で船長等に慎重な行動を促すという意味での機能は期待できるのではないかとうかということを申し上げたわけでござります。

○山中都子君 そうしますと、やはりあれですか、今回の改正でどう分析評価するかというならば、依然として被害者にむしろ有利になるということの方がウエートがあるんだという御見解ということになりますか。

○政府委員(中島一郎君) 私どもは、被害者保護ということから申しますならば、責任限度額を引き上げ、トン数の測度の方法を改めて、同一船舶

でもトン数は従来に比べると約一割アップするというような点、あるいは三百トン未満ということとで切っておつたのを今度は五百トン未満と、みなす五百トンということで統一いたしますために、非常に小型な船舶による事故の場合にも相当な責任限度額というものが認められるというような点、

なっております三條三項の問題があるにはあるわけでありますけれども、これは一方的に船舶所有者等に対して有利という言い方もできないので、これはいろいろ見方があるのでなかろうかとい

○山中郁子君 この前は局長は、船舶所有者等の責任制限でできる範囲の問題と船長等の責任制限でできる範囲のその二つの問題の関連で、むしろ実際上は船長等のケースの方が多いのだから、その責任制限できる範囲が狭くなつたことはむしろ被害

別のことはちょっと別にして、いまおっしゃった幾つかのことは別な問題として、そういうふうにおっしゃったんですけども、それはちょっと違うわけですね、そうするといまの御答弁は。それは何とも言えないと、だけれども、別な金額の問題その他でもって有利にできるようになつていて、なんだと理解していると、こういうことですか。ちょっととの前の御答弁とニュアンスが違うようになりますたけれども、どうですか。

けということになれば、今度は船長等についても同様な問題があるわけであって、そこは何とも言えないという意味で、非常に船舶所有者にとつて有利な改正だという御意見を打ち消す意味で申し上げた趣旨でございます。

長等の責任制限ができる範囲が狭くなつたといつて、三条三項の条文をよく読めば、わずかな部分が加えられるだけで、そして片方、船舶所有者等の方はどうと結局現行の過失の私は実質的には大部分だと思いますよ。先ほどから重過失であるのか、あるいは無謀なところに表現される別な範囲のものであるかとの比較がどうなのかという議論がありましたけれども、大部分は責任制限できる範囲に加えられるという形になります。

ですから、故意といわゆる無謀な云々という部分が故意に近いもの、この前の論議にもありましたけれども、そういうものが残されただけだということになりますし、もっとわかりやすく申しますと、被用者、船長等には、故意に近いそういう無謀な行為を慎まなければならぬということが先ほどおしゃった心理的なという点ではありますからけれども、それだけの話であつて、他方で言えば、船舶所有者等は被用者、船長等に対する指導監督、注意、労務管理等、船体や気象その他の状況判断等、実際問題としてほとんど過失が問われなくなる、こういう状態になると思います。

それで実際、事実の問題として、結局船舶所有者等は責任制限範囲が広くなつて、ほとんどの場合がP.I.やその他の保険で損害賠償できるというふうになってくるわけで、被害者側にとってみると、責任制限できる範囲が改正によって一層広くなつて、逆にだから失うのが多くなるというふうに考えるのが、いまの御答弁を踏まえた上でもなおやはり自然な結論だと思うんですけれども、もう一度この点について確認を求めるといま

○政府委員(中島一郎君) 私はその点につきましては、これは将来のこととありますけれども、過去の実績から見るならば、船舶所有者等にとって従来は責任制限できなかつたのに、これからは責任制限できるというケースがそれほどあえると思わないということを申し上げておるわけですが

いますけれども、事柄は将来の問題でありますので、どういう形になるのかというお尋ねでありますけれども、十件中五件は責任制限額は実損額を超過するといふうに思ふんですけれども、それがいかがであります。

○山中郁子君 最低でも私が指摘する危険はないとは言えないということになると思うんですけれども、私どもはもともと船主等の責任限度額を決めて、加害者が被害者の実損額のすべてを賠償しないでもよいということになる現行法には反対をしたわけです。それで、いろんな理由を言われていますからここでそれを一々繰り返していただくつもりはないんですが、海運業の特殊性とか危険性だとそりうることも入っていますけれども、今日では無線電信などの技術が相当発達していますからここでそれを一々繰り返していただ

くことはありません。船舶所有者等はいつでも基本的に船長に連絡や指示などができるし、それからそういうことが先ほどおしゃった心理的なという点ではありますからそこでそれを一々繰り返していただ

くことはないんですねが、海運業の特殊性とか危険性だとそりうることも入っていますけれども、今日では無線電信などの技術が相当発達しているからこそでそれを一々繰り返していただ

くことはない

いますし、船舶所有者等はいつでも基本的に船長に連絡や指示などができるし、それからそういうことが先ほどおしゃった心理的なという点ではありますからそこでそれを一々繰り返していただ

くことはないんですねが、海運業の特殊性とか危険性だとそりうることも入っていますけれども、今日では無線電信などの技術が相当発達しているからこそでそれを一々繰り返していただ

てそうではなくて、余りに不十分であると言わざるを得ないといふうに思ふんですけれども、そういう基本的な立場に立つて今回の法改正の賠償額の引き上げの問題についての見解を伺いたい。

私は不十分であると思っているわけですか。

○政府委員(中島一郎君) やはり船舶所有者等の責任制限制度の必要性というものはだんだん薄くなってきているじゃないかという御意見でありますけれども、その点についてはあるいはおっしゃいますが、今日は無線電信などの技術が相当発達しているからこそでそれを一々繰り返していただ

くことはないといふことはこれは困難だとい

うもう現実の問題があるわけであります。

今回はその根本方針はそのままとして、被害者の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

の保護に向かって前進をするという改正をお願い

価の値上がり等無視して今回の改正案で試算してみますけれども、それはそれで責任制限額が相当下回つていて、どういう形になるのかというお尋ねでありますけれども、十件中五件は責任制限額は実損額を超過するといふうに思ふんですけれども、そういう立場で今回回復すると、こういう結果になるんですね。

しかも、これが実損額自体非常に大きいわゆる大事故で、すべて責任制限額が相当下回つていて、どういう形になるのかというお尋ねでありますけれども、十件中五件は責任制限額は実損額を超過するといふうに思ふんですけれども、そういう立場で今回回復すると、こういう結果になるんですね。

○政府委員(中島一郎君) やはり船舶所有者等の責任制限制度の必要性というものはだんだん薄くなってきているじゃないかという御意見でありますけれども、その点はよろしくございませんするという上では相当な開きがあるんだといふことは御認識いただいておかなければいけないと私は思ふんですけれども、その点はよろしくございませんするといふことは、たまたまここでいまお挙げになりました十件、なに申しますか。

○政府委員(中島一郎君) 責任制限制度というものがかかるわけでありますから、実損の全額がてん補されないという事件もあるわけであります。

○政府委員(中島一郎君) 責任制限制度の

このほかに、保険制度も進んでいた状況から考えて、オーナーは被用者の故意、過失の程度に関する被害者に対する人命尊重、被害者救済の立場に立つて実損額のすべてを賠償すべきものだと考へて、少なくとも現在の制度よりは一步も二歩も歩む前進である。そして全体としてこの際これを改正するに十分なメリットがあるのだと満足しておりますのかと言われば、これは必ずしもそういう評価でございます。

○山中郁子君 制限金額の引き上げについての一歩も教歩も前進である。そして全体としてこの際これを改正するに十分なメリットがあるのだと満足しておりますのかと言われば、これは必ずしもそういう評価でございます。

この引き上げの問題につきましても、現行法が施行されてから今日までの船舶所有者の責任制限手続がなされて終結した事件が十件あって、これ十件とも実損額を相当下回つてているわけで、これらは法務省にもお伺いをしているところであります。この引き上げは、私は引き上げることによってそのメ

リットというものは実際上はもちろんあります。それを否定はしません。しかし、いま局長もお答えになりましたけれども、被害者の保護という点から言葉うならば、いま申し上げました見地に立つて、よりそれにふさわしいものかといえば、決し

第三条三項についてですけれども、改定案の「自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によって生じた損害」ということをだれが判断するのかと、この問題なんですが、いかがでしょう。

○政府委員(中島一郎君) これは、責任制限手続を進めます裁判所が判断をするということになります。

船舶所有者等の側で責任制限をしたいということがありますと、責任制限の開始決定の申し立てという手続をとるわけでありまして、裁判所はいろいろ事実を調査しまして、この要件を満たしておるかどうか、満たしておる場合には、まず供託命令を出して基金を積ませた上で開始決定をするということになるわけがありますが、そのいろいろな段階で債権者側としては、この債権は船舶所有者等の無謀な行為によって生じたものであるから責任制限できないのだということを言って裁判所の判断を争う、あるいは決定がなされた場合には即時抗告という方法によって争うということもできるわけでありまして、そういう機会に裁判所が判断することになるわけがあります。

○山中郁子君 裁判上の立証責任ですね、これは被害者側が立証することになるだろうと思うといふことを局長は衆議院の法務委員会で述べておられるんですねけれども、その点はいかがですか。私どもは、これはやはり被害者ではなく船主が、そうではないんだということを船主側が立証をするのが筋であろう、それは被害者側が立証するといふのはなかなかむずかしい問題だと思うんですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(中島一郎君) この点につきましては、条文の立て方が、まず船舶所有者等はかくかくの場合に責任を制限することができるというこ

とで幾つかの要件が書いてありますので、その要件については船舶所有者等が立証する、立証責任を負うということになります。

この三項は、それにもかかわらず船舶所有者が一定の場合に責任制限することができないといふことで、原則に対する例外という形で規定を置いておりますので、これはこれによつて利益を受ける側、すなわち被害者側と申しましようか、債権者側が立証責任を負う、立証責任といふことに限定して、しかも伝統的なわが国の考え方につれて、第三部 法務委員会会議録第十一号 昭和五十七年五月十三日 [参議院]

ば解釈上はそうならざるを得ないというふうに考えるわけであります。

ただ、具体的な場合として、それでは被害者側に酷じゃないかという御質問でありますけれども、立証責任は転換をいたしませんでも、立証の必要というものはこれは船舶所有者等に生ずるということは十分考えられるわけであります。事故が起きたということはこれまでもうすでに一つの非常に異常な事態でありまして、何らかそこに事故原因がなければ事故は起らなかつたということが通常でありますから、じゃ事故原因は何だと、こういうことが調査の対象になる。そうしますと、事故原因についての資料を持つておるのはこれは船舶所有者側ということになるわけあります。事故が起きたこととそれがわざりあい容易ではないか、気

るわけあります。

○政府委員(中島一郎君) 被害者側が無謀な行為

によって、

らっしゃるわけだ。

○政府委員(中島一郎君) 被害者側が無謀な行為によって、

らっしゃるわけだ。

S・Aといつて、香港の船なんですね。そして、用船主はジャパン・ラインなんですよ。それで、これは損害賠償の件は一応決着がついているんですけれども、実際に損害賠償の衝に当たつたのが実質的なオーナーのリージェントシッピングS・Aという会社の管理会社であるクレイト・インベ

ストメントという会社なんですね。

これは何が何だかわからないと、こういう状態になつて、結論的に言いますと、一億八千万でござりますたとえば暴風雨が近づいておったのに出航をしたというこの客観的な事実は、これは被害者側でも立証することがわりあい容易ではないか、気

るわけあります。

○政府委員(中島一郎君) 被害者側が無謀な行為によって、

らっしゃるわけだ。

○政府委員(中島一郎君) 被害者側が無謀な行為によって、

ら

おける父母同権が実現されていないことになる。

また、日本国民の配偶者である外国人が、帰化によつて日本国籍を取得しようとする場合の要件についても、同じようなことがいえる。外国人が日本に帰化する場合には日本における居住歴五年、生計能力などの要件が必要である。日本国民の夫である外国人男性が帰化する場合には、居住歴が三年に短縮されるだけで、生計能力などの要件は同一であるが（第五条第一号）、日本国民の妻である外国人女性の場合には、居住歴も生計能力も必要なく、日本に入国せずに日本国籍を取得することも可能である（第六条第一号）。これらのことは、ひとしく日本国民でありながら、女性である日本国民と男性である日本国民とが、その子に日本国籍を継承させ得る権利、あるいは配偶者に日本国籍を取得させ得る権利に関して、不均等待遇を受けていることを意味するもので、国籍法第二条第一号、第五条第一号、第六条第一号は日本国憲法第十四条（法の下の平等）及び第二十四条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）に違反するばかりでなく、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の趣旨、世界的な男女平等の流れに逆行している。近々諸国においては父系血統主義を父母両系主義に改め、子の国籍取得における父母平等が実現されている。ついては、国連婦人の十年後半期にあたり、世界の流れに遅れをとることなく、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の趣旨を生かし、次のように国籍法を速やかに改正されたい。

一、第二条第一号の「父」を「父又は母」に改めること。

二、第四条、第五条第一号、第六条第一号の性別による差別を改めること。

五月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五三三

九号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第三五五四号）（第三五五五号）

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

請願者 千葉県船橋市海神三ノ二ノ一二
堀内恵子外三百四十名

第三五五六号 昭和五十七年四月二十三日受理

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五五五号）（第三五五七号）（第三五六八号）（第三五九〇号）（第三五九一号）（第三五九二号）（第三五九八号）（第三六一二号）（第三六一五号）

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島市渡利川岸町四ノ三 徳江八
代外九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第三六一九号）（第三六三二号）（第三六四〇号）（第三六五三号）（第三六五四号）（第三六五五号）

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県いわき市小名浜丹波沼一四
四ノ一 高橋トシ子外九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三六六四号）（第三六六五号）（第三六九六号）（第三七三二号）（第三七四〇号）（第三七四二号）（第三七四七号）（第三七七八六号）

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県一本松市若宮一ノ七五 久
保澄子外九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六七号）昭和五十七年四月二十三日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県一本松市若宮一ノ七五 久
保澄子外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六八号）昭和五十七年四月二十三日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県いわき市常磐上湯長谷町扇
田六一ノ四 根本忠俊外九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十三日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田桜町二〇
七 大塚ハル子外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十三日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県いわき市常磐上湯長谷町扇
田六一ノ四 根本忠俊外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 福島県高松市三条町五三八ノ二
高畑康男外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市三条町五三八ノ二
高畑康男外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

一、国籍法の一部改正に関する請願（第三五六九号）昭和五十七年四月二十四日受理

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

請願者 香川県高松市飯田町一、二二四
井角操外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三六四〇号 昭和五十七年四月二十六日受理

国籍法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県三条市新光三四四ノ一二

高野ユキ外百九十九名

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三六五三号 昭和五十七年四月二十七日受理

国籍法の一部改正に関する請願

請願者 香川県觀音寺市高屋町四〇八ノ一

細川妃扶美外九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三六五四号 昭和五十七年四月二十七日受理

国籍法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県木更津市矢那三、五二二

桑田紀美子外百六十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三六五五号 昭和五十七年四月二十七日受理

国籍法の一部改正に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御ヶ町下宿一

七 佐藤いえこ外九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三六六三号 昭和五十七年四月二十七日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(六通)

請願者 長野県北安曇郡小谷村月岡 高橋

くに子外五千九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三六六四号 昭和五十七年四月二十七日受理

昭和五十七年五月二十六日印刷

国籍法の一部改正に関する請願
請願者 福島県いわき市平下荒川久世原六
ノ一一 箱崎桂子外三十九名

第三七四七号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 田中寿美子君

第三六六五号 昭和五十七年四月二十七日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 福島県新発田市荒川一、九七一
小笠原イツ子外九十九名

第三七七八号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 松川紀子外九十九名

第三七八六号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 戸叶 武君

第三七三二号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 細川美恵子外九十九名

第三七九六号 昭和五十七年四月二十七日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡市川村梅津一、九九九ノ三

第三七九七号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 竹田 四郎君

第三七九八号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 岩手県盛岡市仙北二ノ一八ノ三

第三七九九号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 昆佐津子外九十九名

第三七一〇号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 田中寿美子君

第三七一一号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 索谷 照美君

第三七一二号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 索谷 照美君

第三七一三号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 斎藤

峰夫外九十九名

第三七一四号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 寺田 熊雄君

第三七一五号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 福島市渡利沖町一一一ノ一 斎藤

内セツ子外八十九名

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三七一六号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 香川県高松市浜ノ町六〇ノ五 竹

第三七一七号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇二号と同じである。

第三七一八号 昭和五十七年四月二十八日受理
国籍法の一部改正に関する請願
請願者 福島県新発田市荒川一、九七一
小笠原イツ子外九十九名